

陸前高田市
子ども・子育て支援事業計画(第3期)

令和7年3月



目 次

第1章 計画の概要について-----	1
1 計画の趣旨 -----	1
2 計画の位置づけ -----	2
3 計画の期間 -----	3
4 計画の策定体制 -----	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況 -----	4
1 現状 -----	4
(1) 人口の推移 -----	4
(2) 年齢3区分別人口の推移 -----	5
(3) 出生数の推移 -----	6
(4) 児童数の推移 -----	7
2 子育て環境 -----	8
(1) 保育所 -----	8
(2) 認定こども園 -----	8
(3) 家庭的保育事業 -----	9
(4) 小学校・中学校 -----	9
(5) 放課後児童クラブ -----	10
(6) 地域子育て支援拠点事業 -----	10
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要 -----	11
(1) 調査の概要 -----	11
(2) 主な調査結果 -----	12
4 子ども・子育て支援の取組状況と現状における主な課題 -----	23
5 母子保健計画の取組状況と現状における主な課題 -----	25
第3章 計画の基本的な考え方 -----	27
1 基本理念 -----	27
2 基本目標 -----	27
3 基本方針 -----	28
4 施策体系 -----	30
第4章 施策の展開 -----	31
1 子どもの権利の尊重 -----	31
2 子育て家庭への支援 -----	35
3 地域全体で子育て支援 -----	39
第5章 量の見込み及び確保方策 -----	41
1 教育・保育提供区域の設定 -----	41
2 児童人口の将来推計 -----	42
3 需給計画の算定の考え方 -----	42
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策（需給計画） -----	43
(1) 市全域（総括表） -----	43

(2) 地区別	44
5 乳児等のための支援給付の量の見込み及び確保方策（需給計画）	52
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（需給計画）	53
7 母子保健事業の評価指標	59
第6章 放課後児童対策の推進	61
1 趣旨	61
2 放課後児童対策の推進	61
第7章 計画の推進	63
1 計画の推進体制	63
2 計画の進行管理	63

第1章 計画の概要について

第1章 計画の概要について

1 計画の趣旨

全国的な少子高齢化の進行や人口減少、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況において、子どもを安心して産み育てられることのできる環境を整えるとともに、子どもを育てる喜びを実感できる社会の実現、社会全体で子育てを支援できるような社会を構築していくことが課題となっています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されています。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全ての子どもが等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むこととされました。

また、こども施策を総合的に推進するため、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項をまとめた「こども大綱」及び少子化対策の実現に向けた取組を掲げた「こども未来戦略」が策定され、子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連法令の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制等を強化しています。

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき平成28年4月に「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)を、令和2年3月には「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」(以下「第2期計画」という。)を策定し、「子どもの権利の尊重」、「子育て家庭への支援」、「地域全体で子育て支援」の3つの基本目標のもと、子育て施策を進めてきました。

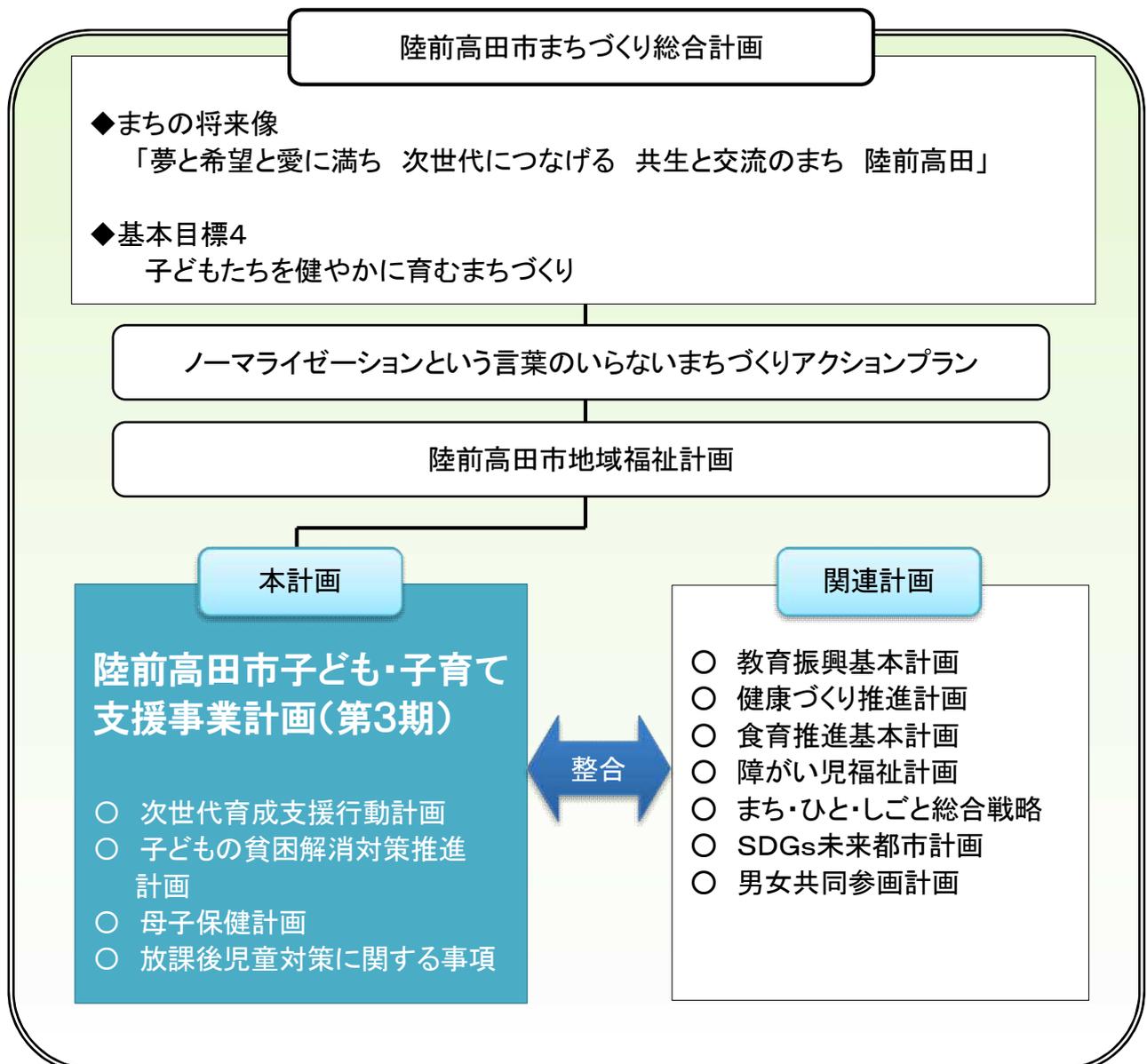
第2期計画が令和6年度で終了することから、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、新たに「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画（以下「次世代育成支援行動計画」という。）及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項で定める市町村計画（以下「子どもの貧困解消対策推進計画」という。）を一体的に策定するものです。

また、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」を踏まえた母子保健計画及び「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付けこども家庭庁及び文部科学省通知）に基づく放課後児童対策に関する事項を包含する計画です。

本計画は、本市の最上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画」をはじめ、地域福祉の総合的な推進を図る「陸前高田市地域福祉計画」等の子どもの福祉や教育に関するその他の計画との連携・整合性を図りながら、子ども・子育て支援を充実させていくこととします。



3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、本計画は基本指針に即して5年ごとに策定するとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

ただし、社会情勢や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、市民ニーズの変化を踏まえながら、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
まちづくり総合計画	前期基本計画					後期基本計画					次期計画
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画	第2期計画					第3期計画				

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、子育て支援に関する市民ニーズ等を把握するため、未就学児及び小学生の保護者を対象に令和5年11月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画に保護者や子ども・子育て支援関係者等の意見を反映するため、陸前高田市子ども・子育て会議において計画内容の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案の公表により市民の皆さんからご意見をいただくため、令和7年1月14日から2月13日までの間パブリックコメントを実施しました。

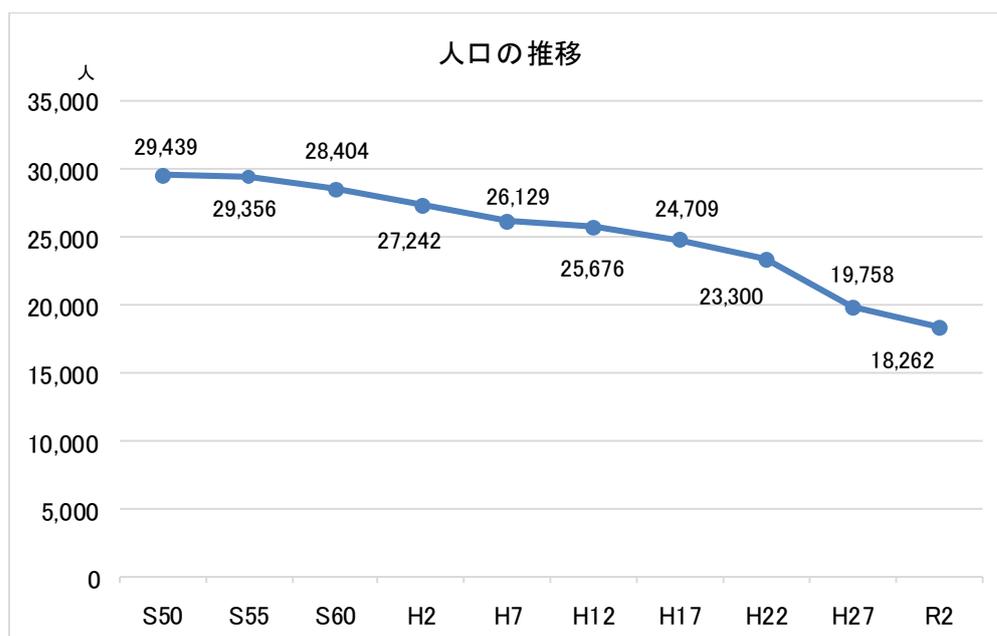
第2章 子どもと子育て家庭を 取り巻く状況

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、市制行後の35,186人をピークに減少が続いています。平成元年以降は、それまでの転入者数を転出者数が上回る社会減に加え、出生者数を死亡者数が上回る自然減となり、急速に人口減少が進行する状況となっています。



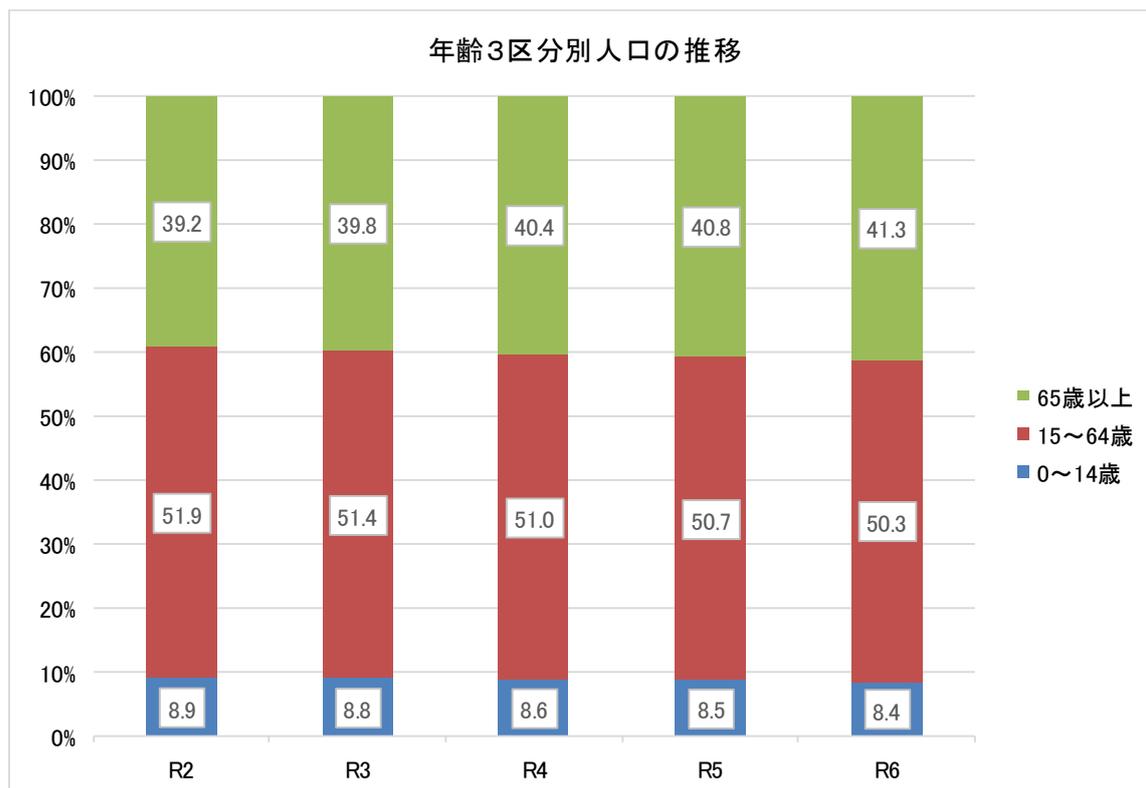
資料:国勢調査

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者1,557人、行方不明者201人となったほか、多くの市民が市外へ転出した影響もあり、令和2年国勢調査の人口は18,262人、令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口は17,452人となっています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別にみると、令和6年3月31日時点の年少人口（0～14歳）は1,472人（8.4%）で、令和2年と比べると196人減少し、震災前の平成23年2月末からは1,230人、45.5%減少しています。

15～64歳の人口及び人口割合も年々減少している一方で、65歳以上の人口は全体人口の減少に伴って減少が続いていますが、高齢化率は年々上がっており、令和6年3月末時点で41.3%となっています。



各年3月31日現在

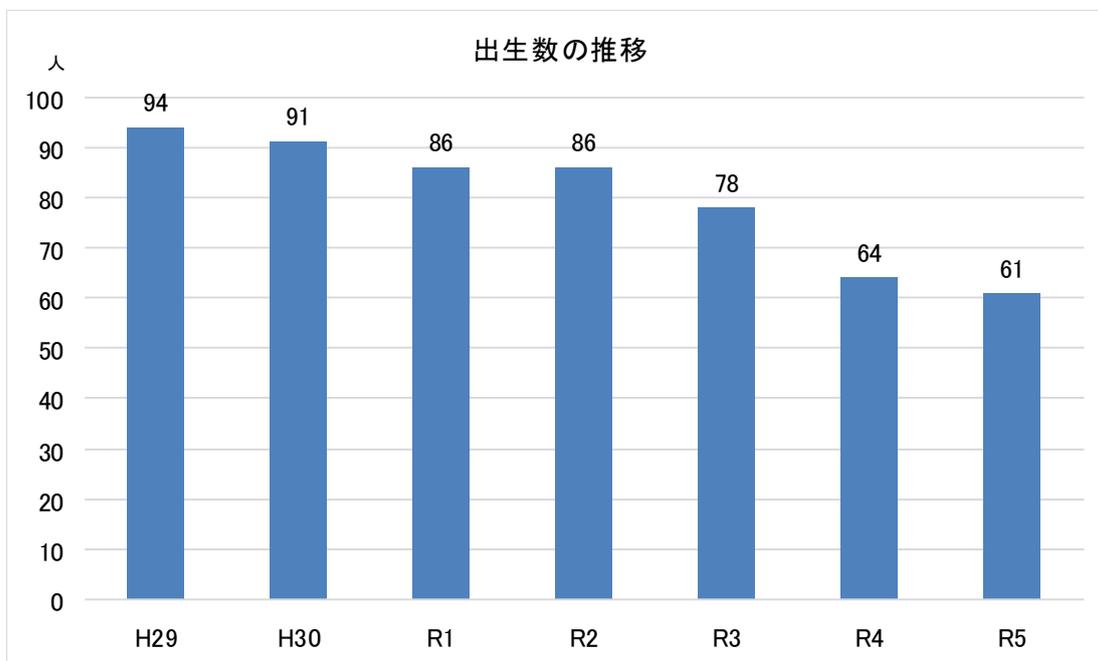
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	1,668人	1,624人	1,566人	1,519人	1,472人
	8.9%	8.8%	8.6%	8.5%	8.4%
15～64歳	9,737人	9,508人	9,258人	9,036人	8,775人
	51.9%	51.4%	51.0%	50.7%	50.3%
65歳以上	7,361人	7,351人	7,342人	7,257人	7,205人
	39.2%	39.8%	40.4%	40.8%	41.3%
総人口	18,766人	18,483人	18,166人	17,812人	17,452人

資料:住民基本台帳

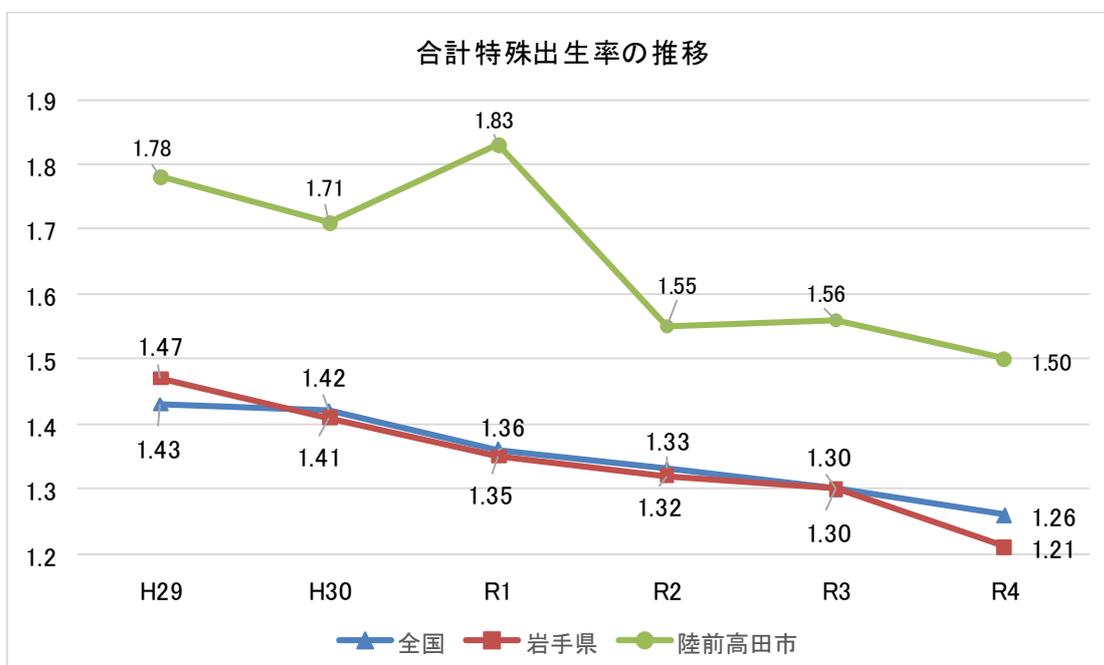
(3) 出生数の推移

出生数は平成24年以降100人前後で推移していましたが、令和元年に90人を割り込み、その後は減少傾向が続き、令和5年は61人となっています。

合計特殊出生率は1.7人から1.8人台で推移し、令和2年以降は1.5人台に低下していますが、全国や岩手県の値よりは上回っている状況です。



資料：陸前高田市統計書、厚生労働省「人口動態統計」

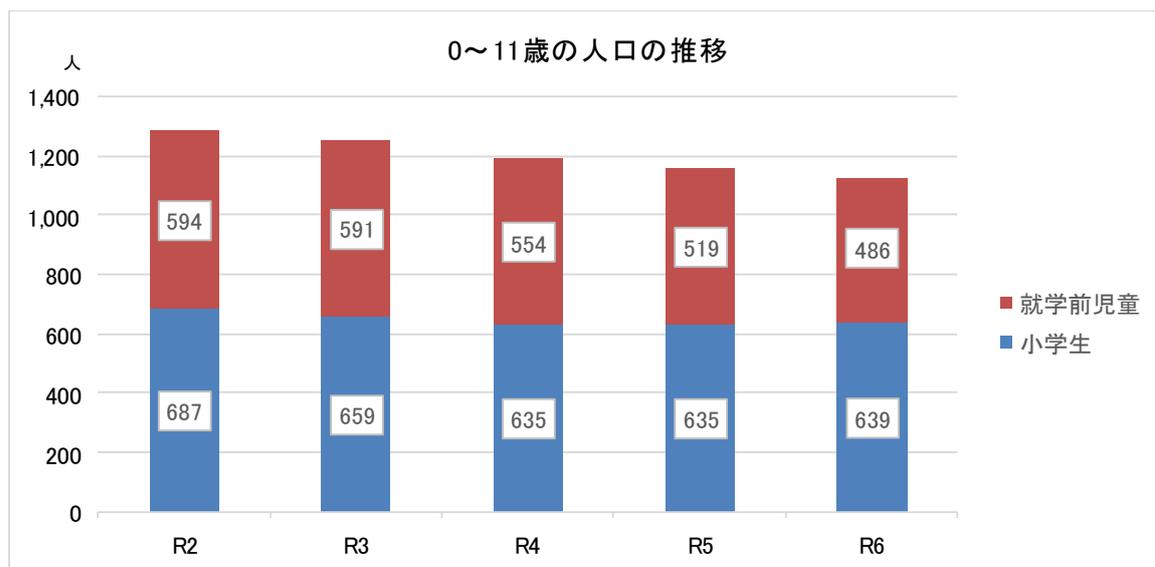


資料：岩手県保健福祉年報、厚生労働省「人口動態統計」

(4) 児童数の推移

令和6年3月31日時点の就学前児童数は486人で、近年の出生数の減少により令和2年からの4年間で108人、18.2%減少しています。なお、震災前の平成23年2月末の842人と比較すると356人減少し、減少率は42.3%となっています。

小学生の人数は639人で令和2年と比較すると48人減少していますが、近年は横ばいで推移しています。なお、震災前の平成23年2月末の1,192人からは553人減少し、減少率は46.4%となっています。



各年3月31日現在

(単位：人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童	0歳	90	85	74	68	60
	1歳	95	95	89	75	72
	2歳	100	92	92	93	75
	3歳	106	103	92	90	94
	4歳	107	107	101	92	93
	5歳	96	109	106	101	92
	小計	594	591	554	519	486
小学生	6歳	104	99	111	106	102
	7歳	113	102	98	111	106
	8歳	100	112	103	97	112
	9歳	108	100	117	105	98
	10歳	140	106	100	115	106
	11歳	122	140	106	101	115
	小計	687	659	635	635	639
合計	1,281	1,250	1,189	1,154	1,125	

資料：住民基本台帳

2 子育て環境

(1) 保育所

通常保育の状況については、令和6年4月1日時点で公立保育所は定員231人に対し入所児童数は192人で保育率83.1%、法人立保育園は定員230人に対し入所児童数は210人で保育率91.3%となっています。

その他の保育状況については、公立保育所では、一時預かり、障がい児保育及び土曜の午後保育を全施設で行っていますが、平日の保育標準時間を超える延長保育は行っていません。

法人立保育園では、一時預かり、障がい児保育及び土曜の午後保育を全施設で行い、平日の延長保育については広田、米崎、横田、竹駒の4施設で実施しています。

児童数の減少に伴い、公立保育所では令和2年度に20人、法人立保育園では令和3年度から5年度までの間に60人それぞれ定員が減少しています。

保育施設名	開設年月	建設年月	定員	入所数 (令和6年4月1日現在)	設置主体
高田保育所	昭和33年4月	平成28年5月	101人	106人	陸前高田市
小友保育所	昭和33年6月	平成13年3月	60人	41人	陸前高田市
気仙保育所	平成31年4月	平成31年2月	70人	45人	陸前高田市
広田保育園	昭和39年4月	平成27年3月	80人	71人	(福)市保育協会
米崎保育園	昭和39年4月	平成23年4月	80人	74人	(福)市保育協会
横田保育園	昭和43年4月	平成31年1月	20人	22人	(福)市保育協会
竹駒保育園	昭和45年11月	平成25年5月	30人	26人	(福)市保育協会
下矢作保育園	昭和44年4月	昭和44年4月	20人	17人	(福)市保育協会

資料:子ども未来課

(2) 認定こども園

認定こども園は、震災後に再建された高田保育所内に平成28年6月に開設しました。保育所型の施設として設置し、幼稚園の機能を備えた施設として保育が行われており、令和6年4月1日時点で8人の児童が入所しています。

施設名	開設年月	定員	設置主体
高田保育所	平成28年6月	40人	陸前高田市

資料:子ども未来課

(3) 家庭的保育事業

市内初の地域型保育事業として民間が運営する家庭的保育事業所が令和5年4月に開設されました。2歳児までの児童を対象に、家庭的な保育者の居宅等において家庭的な雰囲気のもとに保育が行われる事業です。

施設名	開設年月	定員	設置主体
保育園ゆいま〜る たかた	令和5年4月	5人	ゆいま〜る

資料:子ども未来課

(4) 小学校・中学校

令和6年4月1日現在、小学校を8校、中学校を2校設置しています。

令和6年5月1日現在の児童・生徒数は971人で、令和2年からの4年間で95人、8.9%減少しています。なお、震災前の平成22年の1,877人と比べると906人減少し、減少率は48.3%となっています。

各年度5月1日現在

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	683	654	627	629	632
中学校	383	371	374	358	339
合計	1,066	1,025	1,001	987	971

資料:学校基本調査

(5) 放課後児童クラブ

令和6年4月1日時点で市内には9つの児童クラブがあり、実施場所は小学校の空き教室等となっています。

児童数は減少していますが、放課後児童クラブへの登録児童数は増加傾向にあり、令和6年4月には高田小学校区ににじいろ学童クラブが新たに設置されています。

令和6年4月1日現在

名 称	対象学区	実施場所	在籍児童数
やどかり学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	31人
リトル学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	32人
にじいろ学童クラブ	高田小学校	レインボーハウス内	36人
りんご学童クラブ	米崎小学校	米崎小学校内	61人
広田わかめっこクラブ	広田小学校	広田小学校内	44人
たけのこ学童クラブ	横田小学校	横田小学校内	31人
松ぼっくり学童クラブ	気仙小学校	気仙保育所内	26人
たけこま放課後クラブ	竹駒小学校	竹駒小学校敷地内	37人
放課後児童クラブおともっこ	小友小学校	小友小学校内	47人

資料:子ども未来課

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については市内4か所で行っており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。子育て相談員が子育てに関する不安や悩みについての相談に応じます。また、子育て支援に関する講習等を実施しています。

名 称	実施場所	対 象	開所時間
地域子育て支援センター あゆっこ	気仙町字三本松 100 (気仙保育所内)	就学前の子どもとその家族等	月曜から金曜 9:30~15:00
地域子育て支援センター にこにこ	広田町字大久保 25 (広田保育園内)		月曜から金曜 9:30~15:00
地域子育て支援センター たかた	高田町字中和野 36-2 (高田保育所内)		月曜から金曜 9:30~15:00
おやこの広場 きらりんきつず	高田町字並杉 300-1 (アムウェイハウス内)		月曜から金曜 9:30~15:30

資料:子ども未来課

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画の策定にあたり、現状を分析して課題等を整理するとともに、子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関する市民ニーズを把握することを目的として、子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

なお、子育て世帯の経済状況等に関する調査項目を加え、子どもの貧困に関する調査を併せて行いました。

(1) 調査の概要

ア 調査名称

陸前高田市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

イ 調査対象

就学前児童の保護者及び小学生の保護者（令和5年9月末時点）

ウ 調査期間

令和5年11月6日（月）～11月24日（金）

エ 調査方法

保育施設、小学校の協力を得て配付、回収

保育施設に入所していない児童の保護者には郵送により配付、回収

オ 回収状況

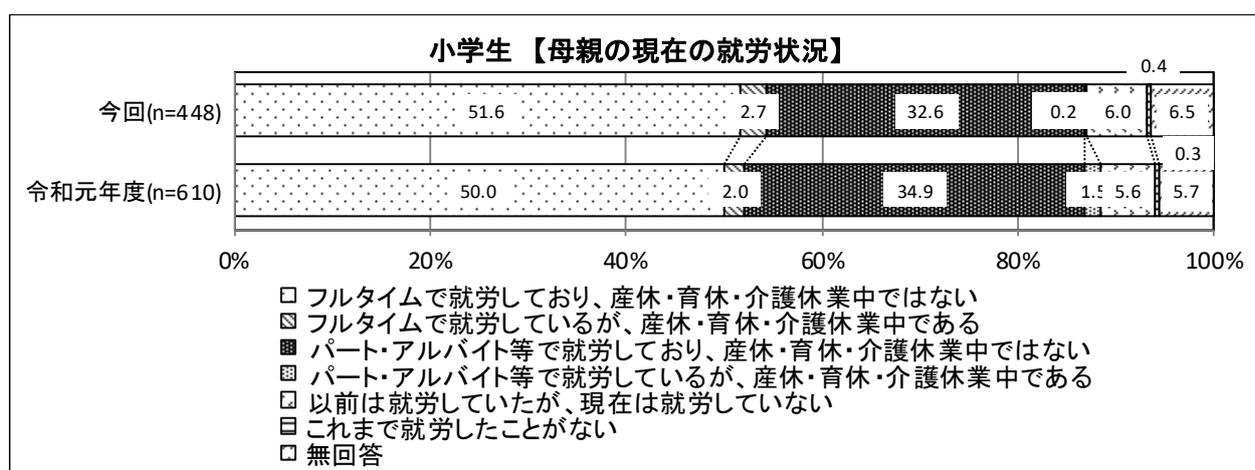
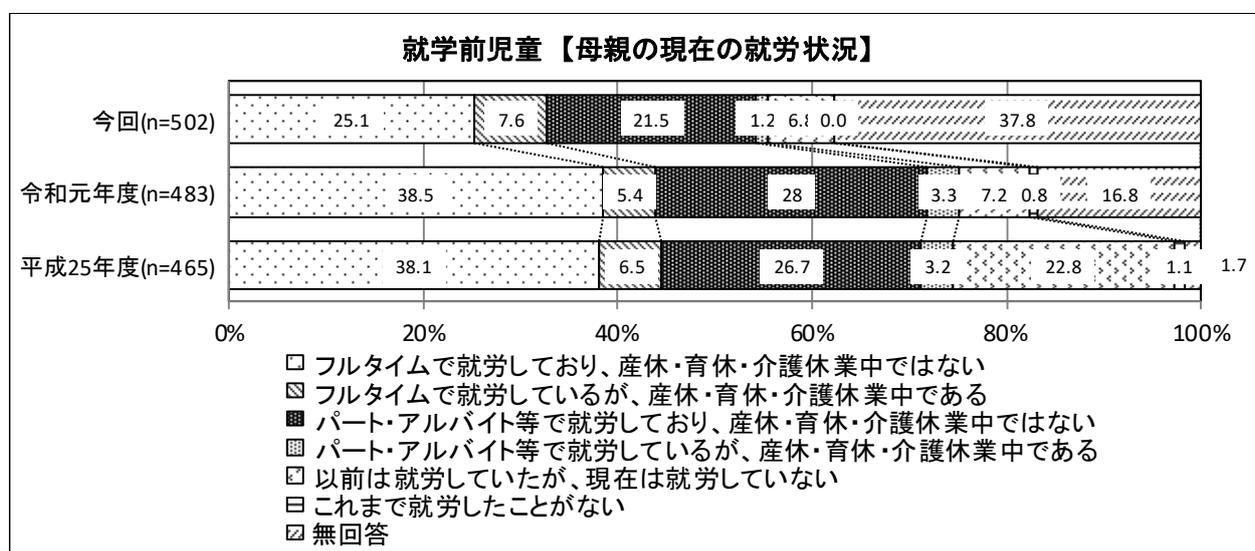
区分	配付数	回収数	回収率
就学前児童	557人	507人	91.0%
小学生	629人	561人	89.2%

(2) 主な調査結果

ア 母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した割合が就学前児童、小学生ともに最も高く、就学前児童は25.1%、小学生は51.6%となっています。次いで、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童は21.5%、小学生は32.6%となっています。

年齢別では、子どもの年齢が上がるにつれて「フルタイム（育休中等ではない）」の割合が高くなり、就学前児童では“4歳”が31.7%、“5歳”が45.3%、小学生では“5年生”が66.3%などとなっています。一方、“0歳”及び“1歳”では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が他の年齢よりも高くなっています。

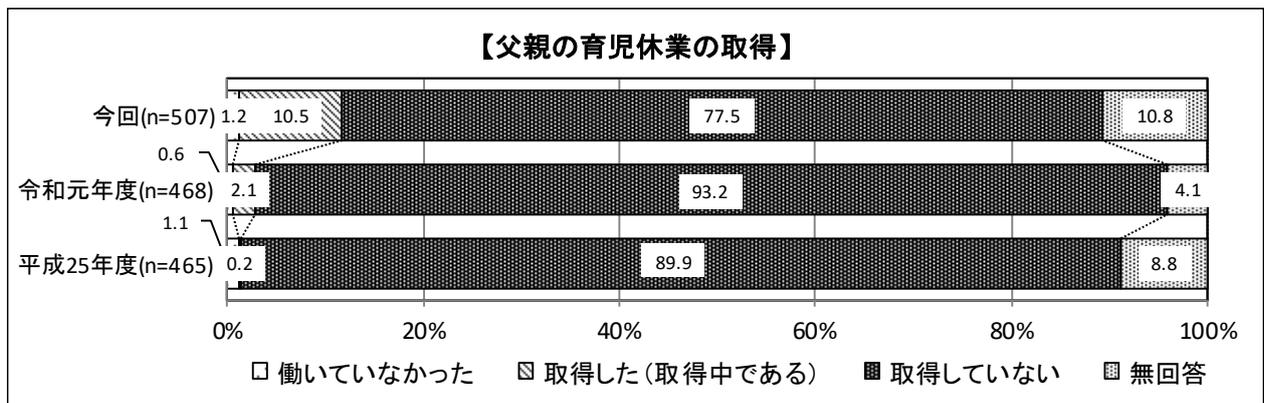
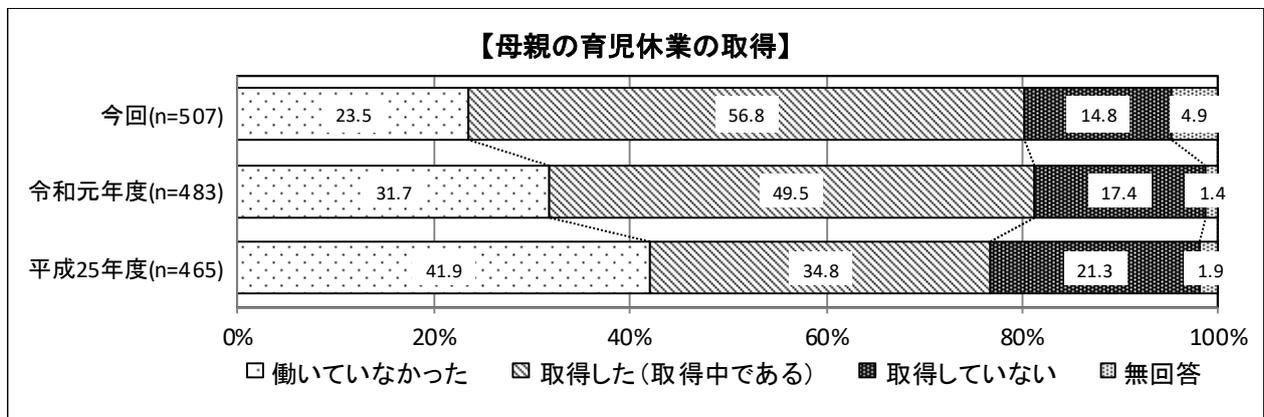


イ 育児休業の取得状況（就学前児童）

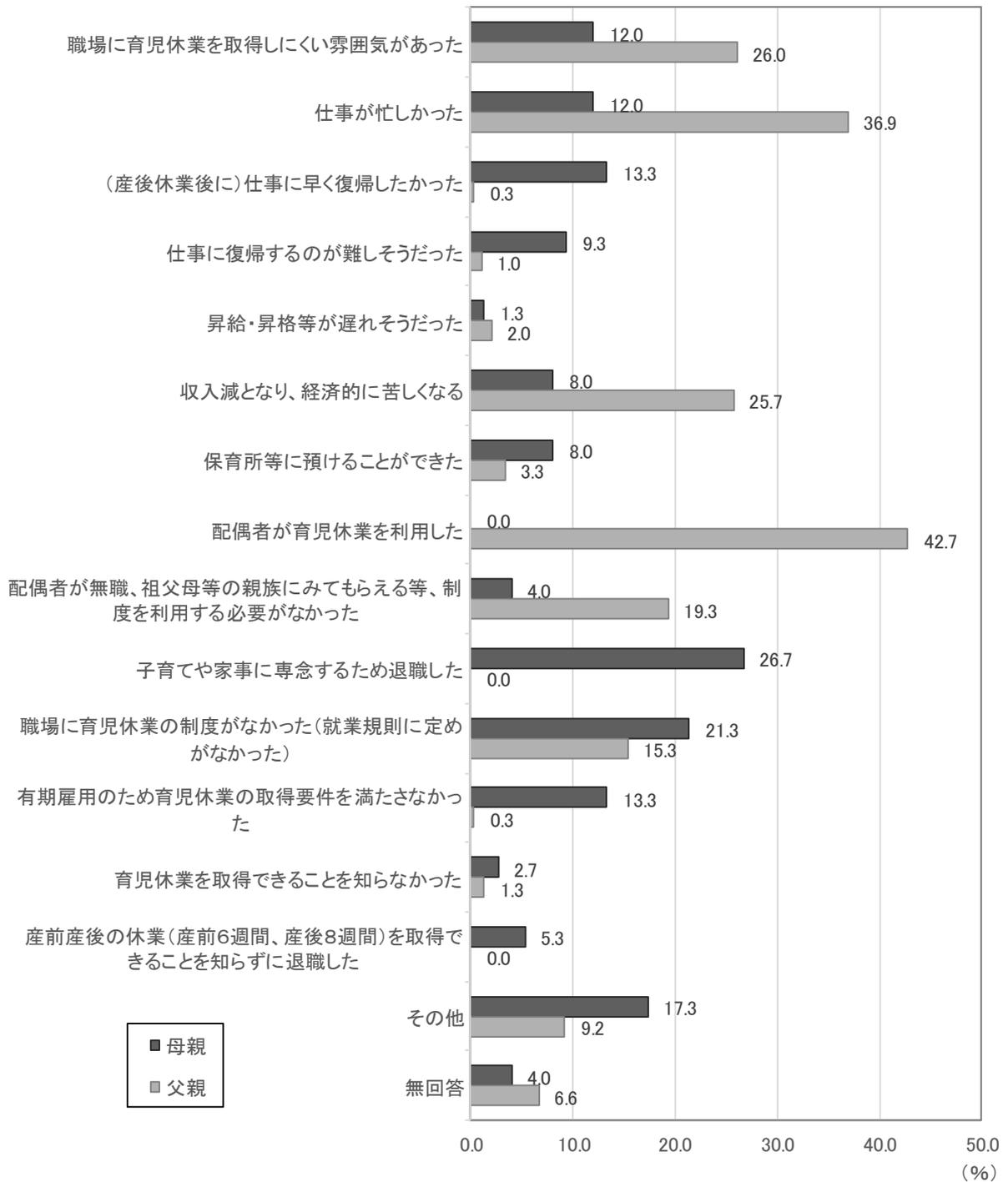
育児休業の取得状況は、母親は「取得した（取得中である）」が56.8%で最も割合が高く、前回調査と比較すると7.3ポイント増加しています。

父親は「取得しなかった」が77.5%と大多数を占め、「取得した（取得中である）」が10.5%となっています。「取得した（取得中である）」は前回調査より8.3ポイント増加し、調査の度に増加しています。

育児休業を取得していない理由は、母親は「家事や子育てに専念するため退職した」が26.7%で最も比率が高く、次いで、「職場に育児休業の制度がなかった」（21.3%）、「仕事に早く復帰したかった」及び「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」（13.3%）となっています。父親では「配偶者が育児休業を取得した」が42.7%で最も比率が高く、「仕事が忙しかった」（36.9%）、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」（26.0%）が上位となっています。



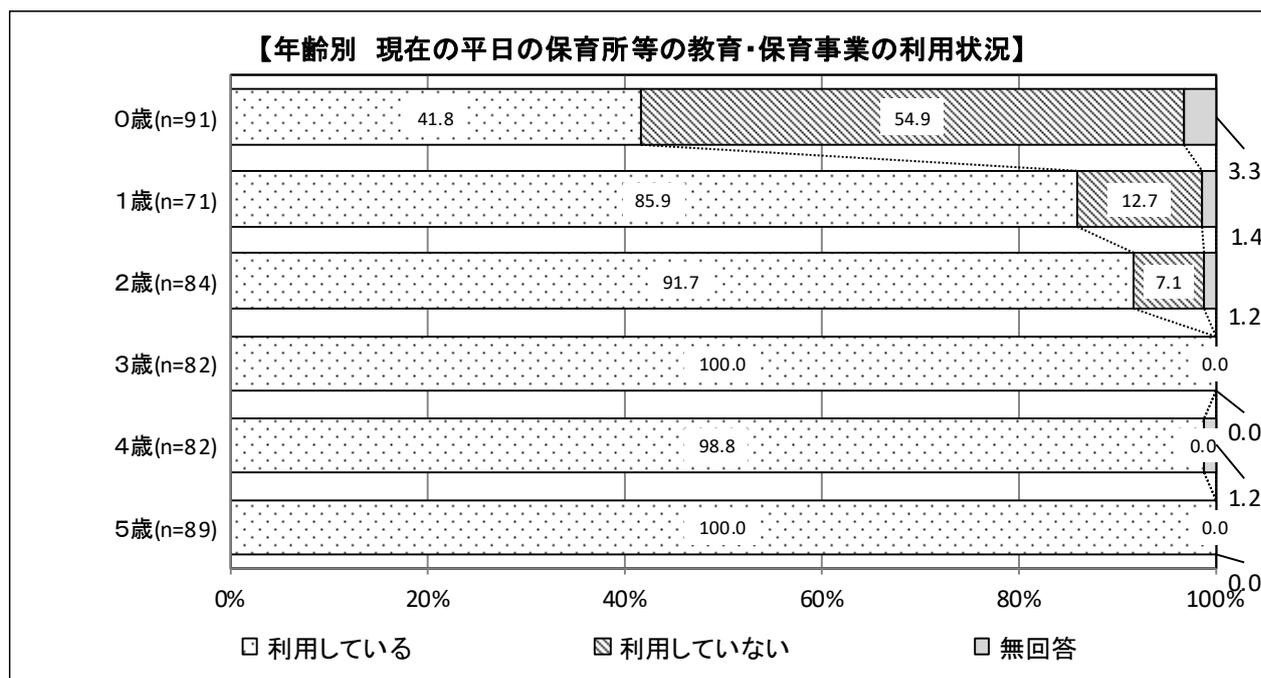
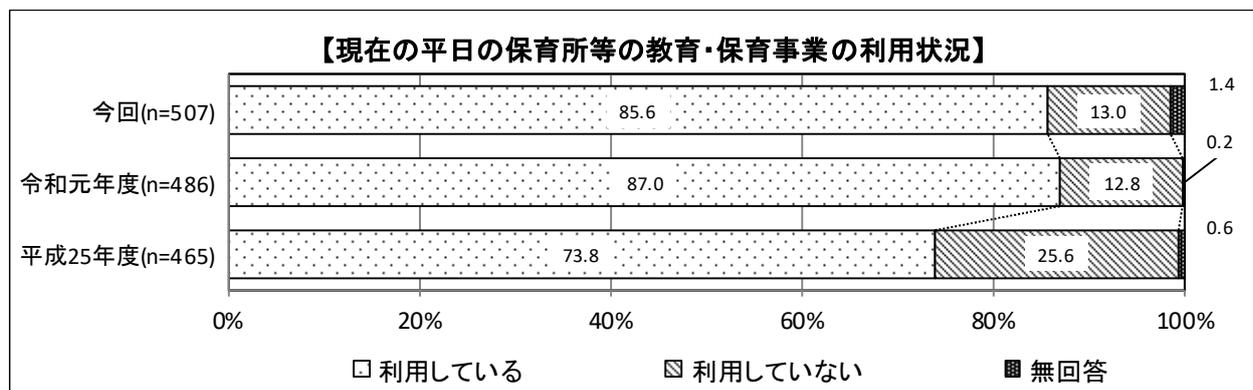
【育児休業を取得していない理由】



ウ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の保育所等の教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が85.6%と多数を占め、「利用していない」は13.0%で、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

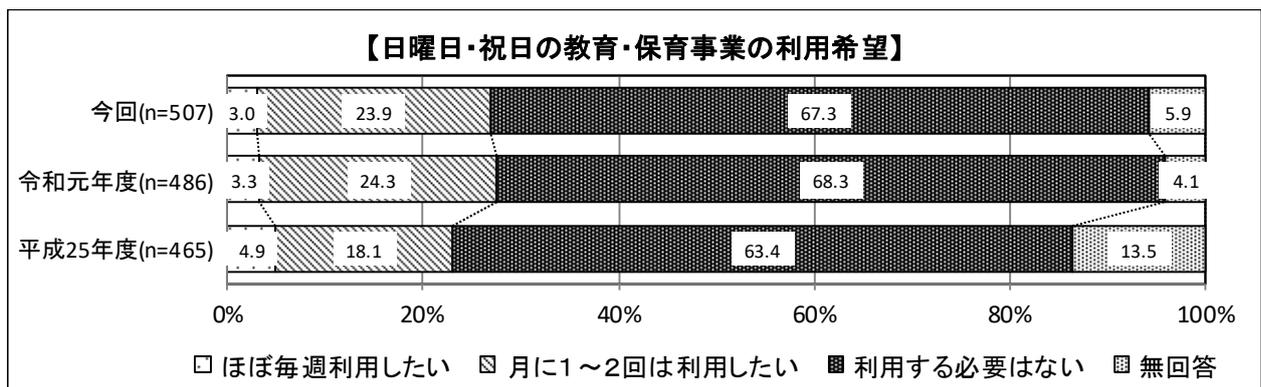
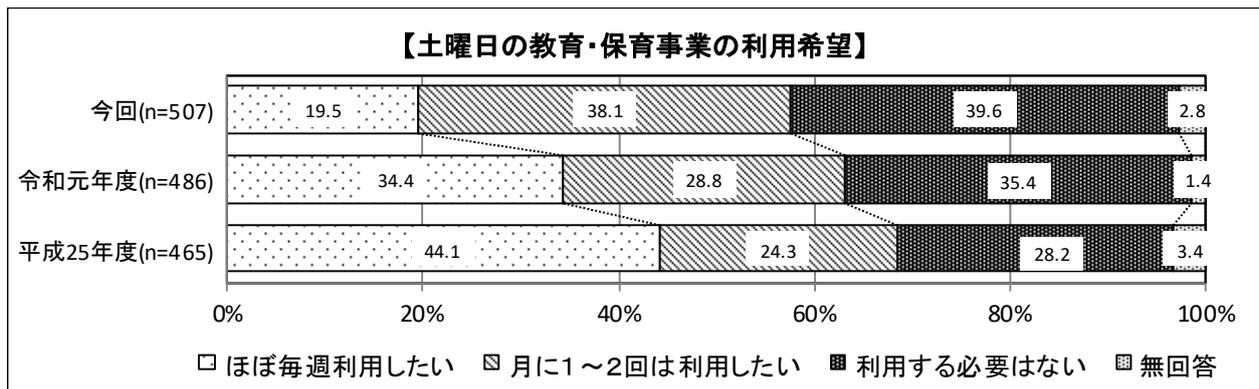
年齢別では、「利用している」が“0歳”は41.8%で前回調査より増加しています。“1歳”及び“2歳”はいずれも8割を超え、“3歳”以上では概ね100%が利用しています。



エ 土曜日や日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望

土曜日の教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が39.6%で最も高く、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた利用希望は約58%で、前回調査よりも利用意向が低下しています。

日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が67.3%と多数を占めていますが、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた利用希望も約27%いる結果となっています。

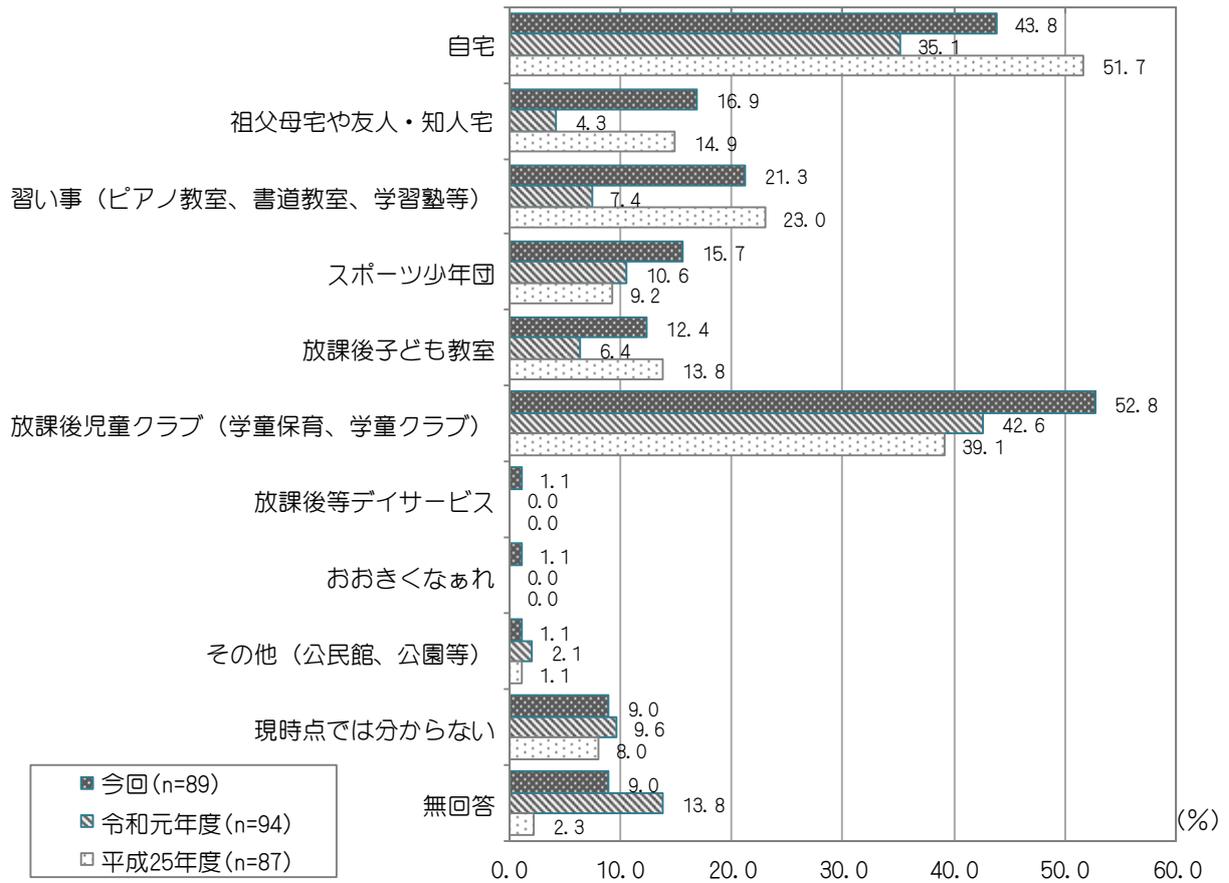


オ 放課後の過ごし方

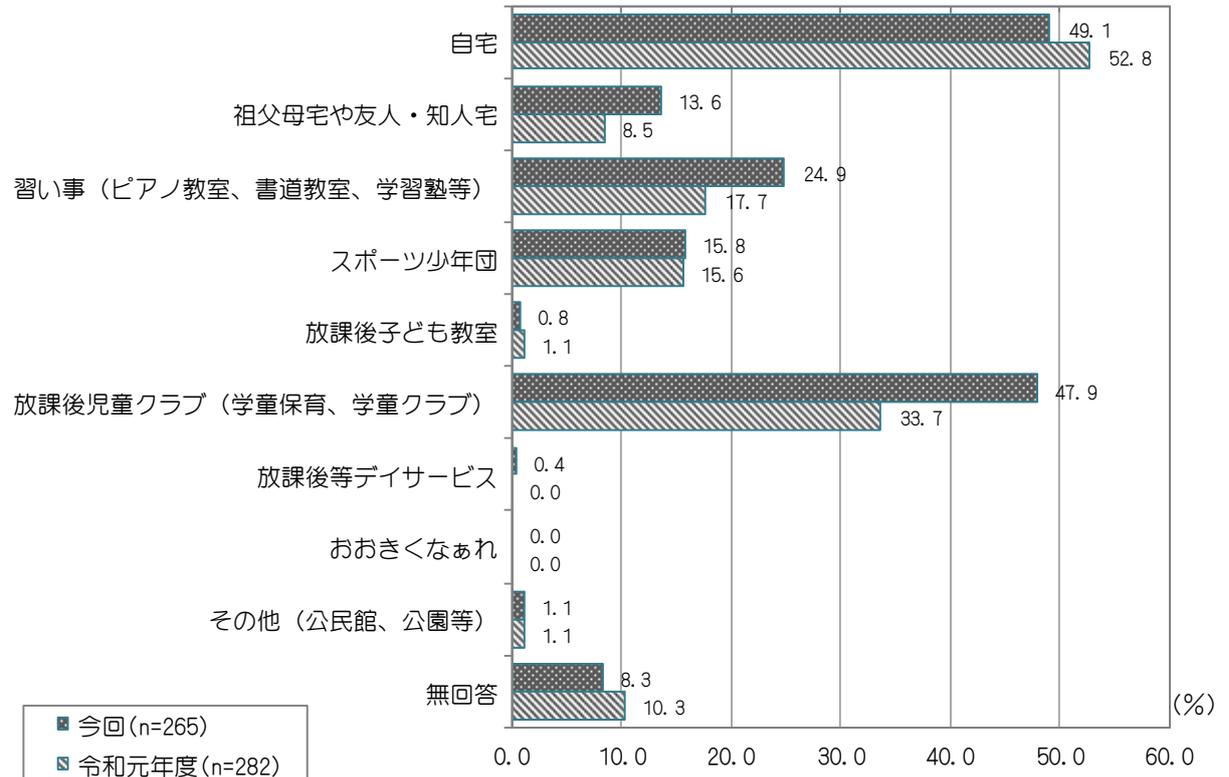
就学前児童の保護者が考える小学校就学後（低学年（1～3年生））に放課後過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が52.8%と最も比率が高く、これまでの調査で最も多くなっています。次いで「自宅」（43.8%）、「習い事」（21.3%）の順となっています。高学年（4～6年生）になったら過ごさせたい場所は「自宅」が54.0%と最も多く、「放課後児童クラブ」（50.0%）、「習い事」（24.0%）、「スポーツ少年団」（20.0%）と続いています。

小学1年生～3年生が放課後に主に過ごしている場所は、「自宅」が49.1%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」（47.9%）、「習い事」（24.9%）となっており、前回調査と比較して「放課後児童クラブ」が14.2ポイント大幅に増加しています。高学年（4～6年生）になったら過ごさせたい場所は「自宅」が58.9%で最も多く、「放課後児童クラブ」（37.4%）、「習い事」（33.6%）、「スポーツ少年団」（29.4%）と続いています。が、「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年より減少しています。

就学前児童【小学校低学年(1～3年生)に過ごさせたい場所】

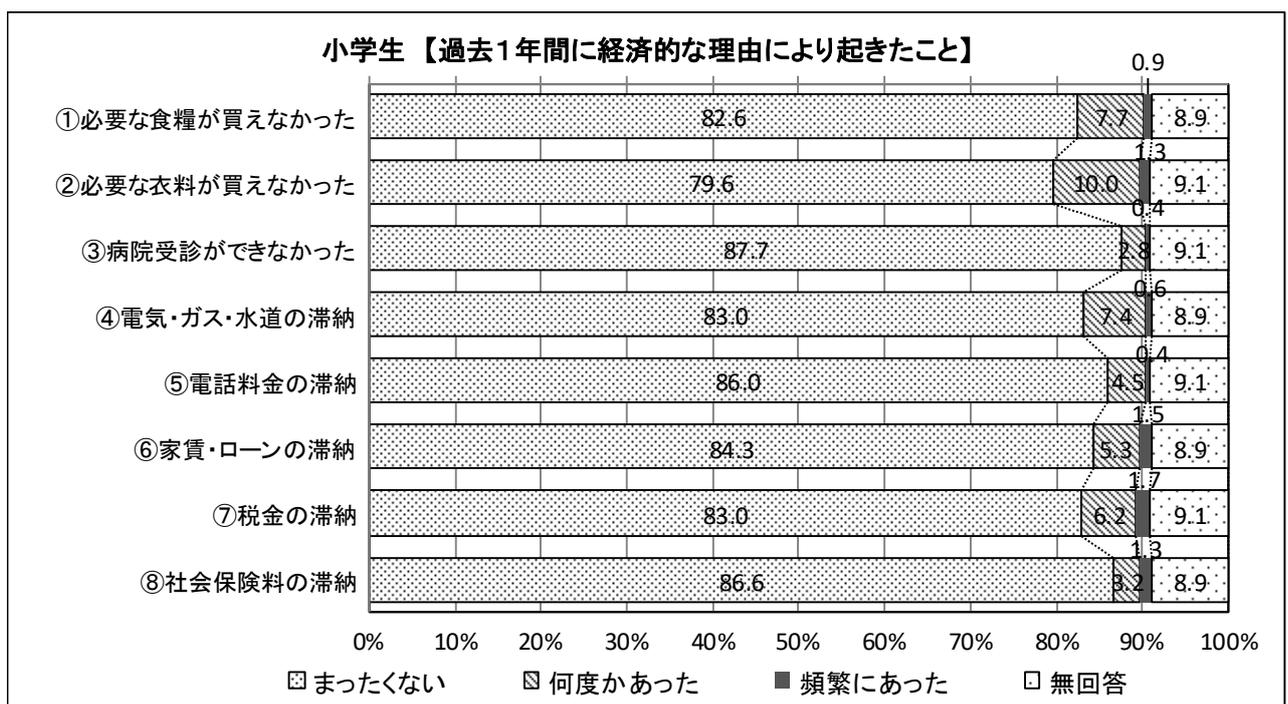
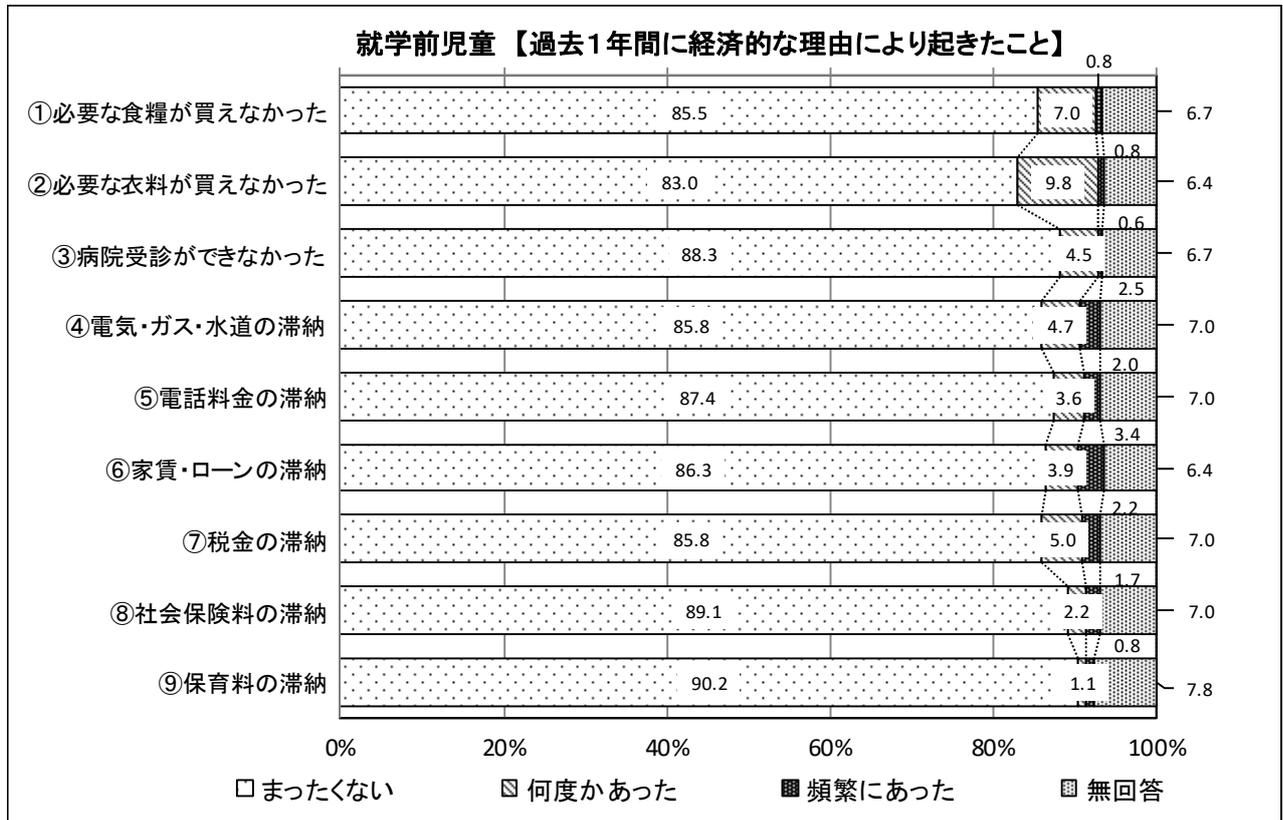


小学生【小学校低学年の子どもが現在過ごしている場所】



カ 過去1年間の生活困窮経験

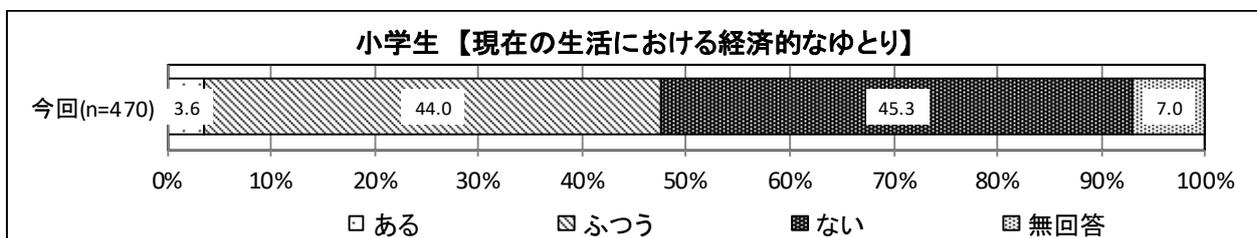
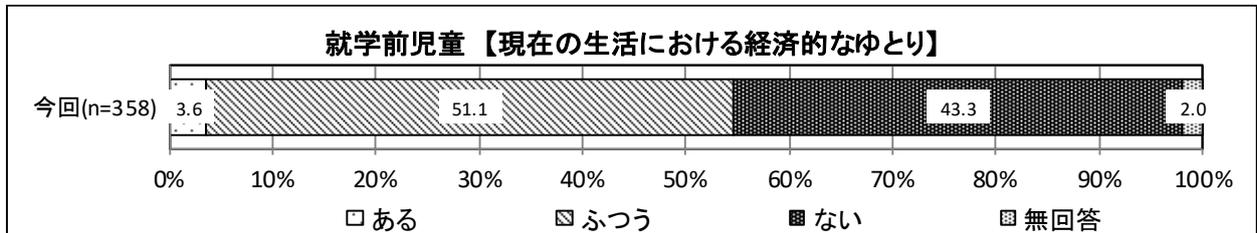
過去1年間に経済的な理由により起きたことは、就学前児童、小学生ともに「まったくくない」という回答が多数を占めていますが、“何度か”、“頻繁に”を合わせて「あった」との回答が多い項目は、「必要な食糧が買えなかった」、「必要な衣料が買えなかった」となっています。多くの項目において小学生の方が「あった」の割合が高い結果となっています。



キ 経済的なゆとり

現在の生活における経済的なゆとりについては、就学前児童では「ふつう」が51.1%と半数以上で、「ない」は43.3%となっていますが、年齢が上がるにつれてゆとりがないと回答した割合が高くなっています。

小学生では、経済的なゆとりが「ない」が45.3%で「ふつう」(44.0%)を上回っており、ゆとりがないと回答した割合は高学年に多い結果となっています。

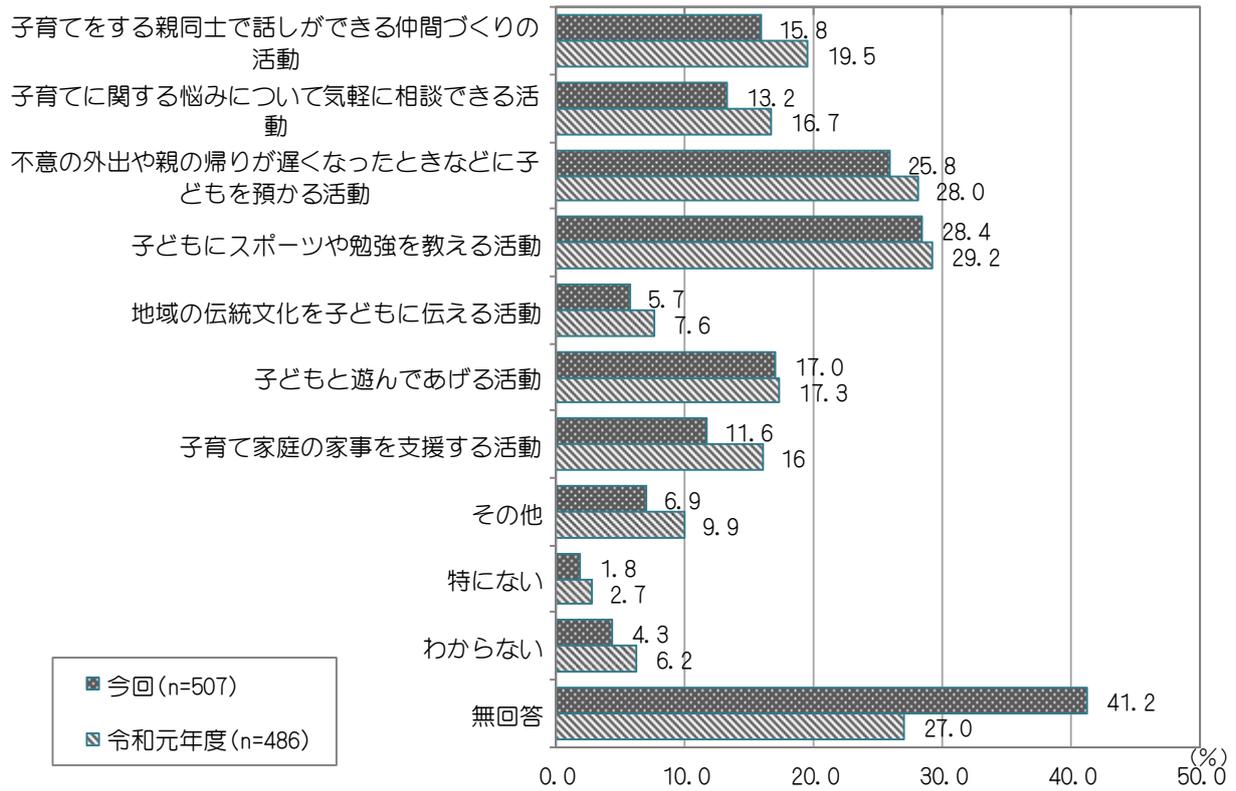


ク 子育てをする中で必要な活動・支援

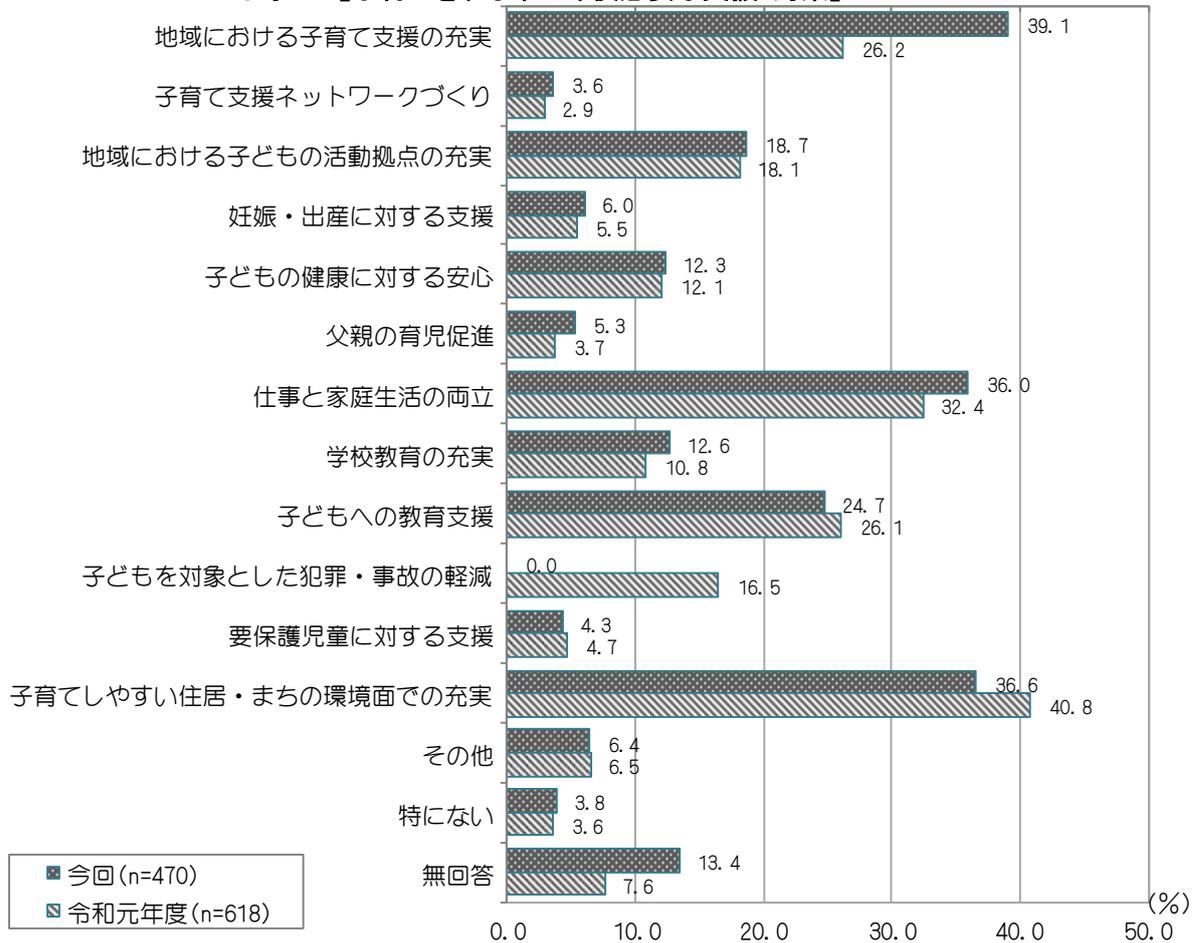
就学前児童の保護者への質問項目として、子育てに関するどのような活動が充実したら、より子育てしやすいまちになると思うかについては、「子どもにスポーツや勉強を教える活動」が28.4%で最も多く、次いで「不意の外出や親の帰りが遅くなったときなどに子どもを預かる活動」(25.8%)、「子どもと遊んであげる活動」(17.0%)となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

小学生の保護者への質問項目として、子育てをする中で今後必要な支援・対策については、「地域における子育て支援の充実」が39.1%で最も多く、前回調査に比べて大幅に増加しています。次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(36.6%)、「仕事と家庭生活の充実」(36.0%)と続いています。

就学前児童【子育てしやすいまちになるために必要な活動】



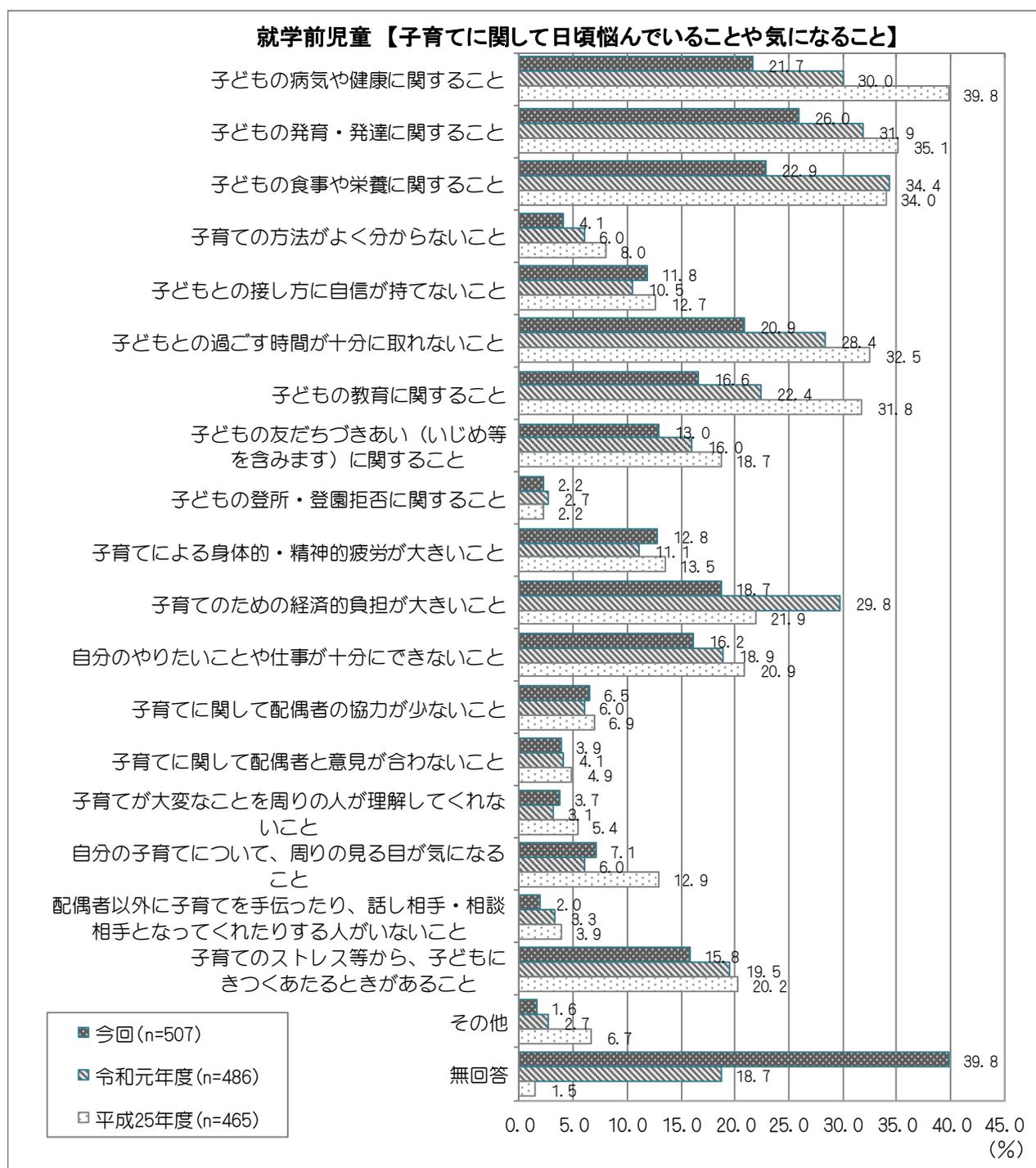
小学生【子育てをする中で今後必要な支援・対策】



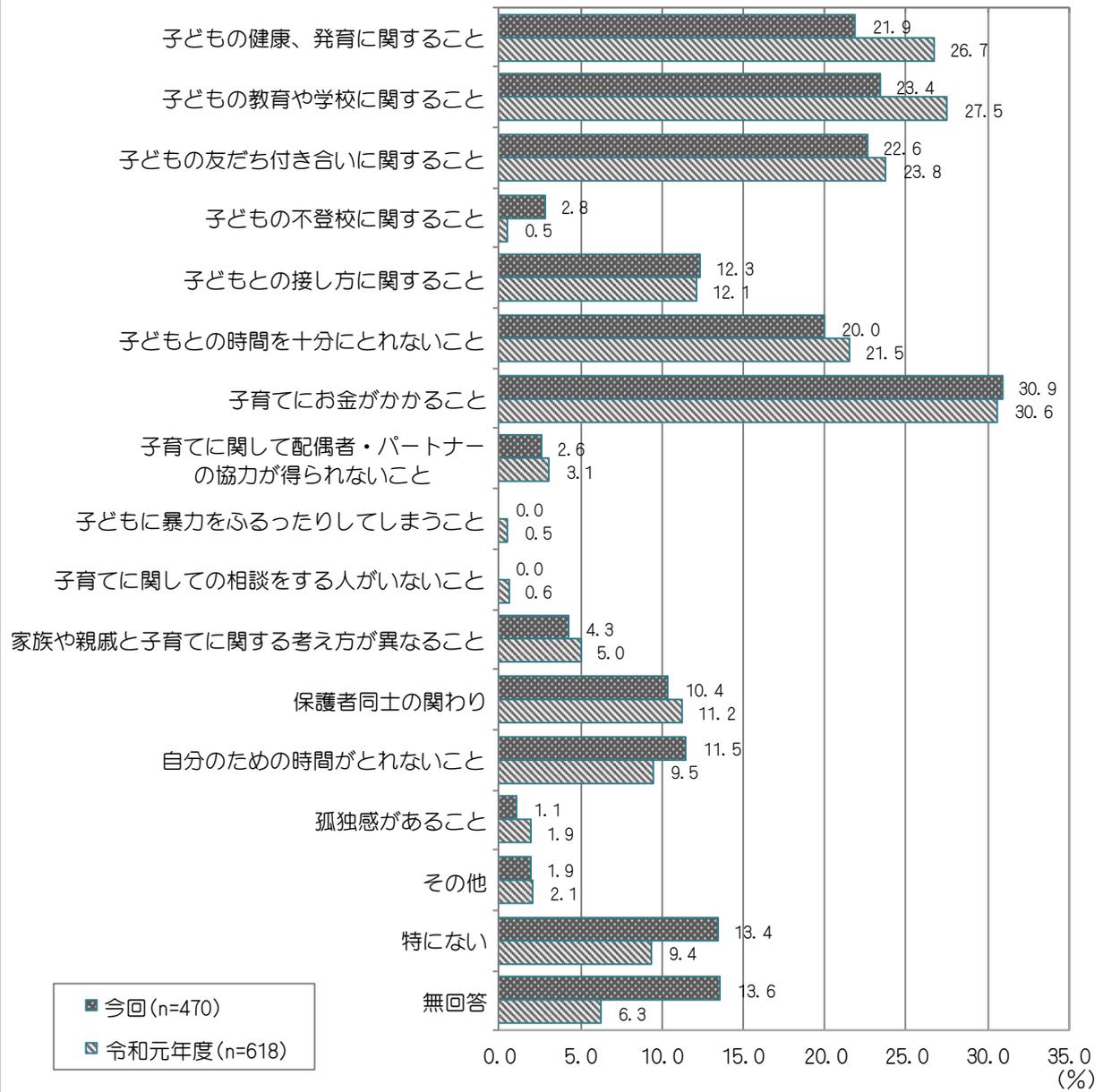
ケ 子育てに関する悩み

子育てに関して日頃悩んでいることや気になること等は、就学前児童では「子どもの発育・発達に関すること」が26.0%で最も多く、「子どもの食事や栄養に関すること」(22.9%)、「子どもの病気や健康に関すること」(21.7%)が続いています。前回調査と比較して「子育てのための経済的負担が大きいこと」が大幅に減少した一方、「子育てによる身体的・精神的負担が大きいこと」が増加しています。

小学生では「子育てにお金がかかること」が30.9%で最も多く、次いで「子どもの教育や学校に関すること」(23.4%)、「子どもの友達付き合いに関すること」(22.6%)となっています。低学年では教育や学校に関することが多く、高学年では経済面の悩みが多い傾向となっています。



小学生【子育ての中で日頃悩んでいることや困っていること】



4 子ども・子育て支援の取組状況と現状における主な課題

第2期計画の取組状況やニーズ調査の結果等から、現状における課題を以下のとおり整理しました。

(1) 保育サービス等の充実

共働き家庭の増加等により保育を必要とする児童の割合は増加傾向にあり、特に低年齢児童の保育ニーズが年々高まっており、保育体制を維持するためには保育従事者の確保が課題です。また、就労形態の多様化や家庭環境の変化等に伴い、ニーズ調査では延長保育や土曜保育への需要が一定数ある一方で、実際の利用状況とでは差があることから、より利用しやすい環境づくりを検討する必要があります。

一時預かり事業は、保護者の負担軽減と利便性向上のため利用料金の見直しを行いました。ニーズ調査では気軽に利用できるサービスを望む意見が出されています。令和2年度から開始した病後児保育は利用への不安等から利用実績が少ないことから、周知の強化や事業の浸透が課題と考えます。

(2) 相談支援体制の充実

発達障がい等の障がいのある児童や特別な支援が必要な児童及び家族に対し、ライフステージに応じた切れ目のない円滑な支援ができるよう関係機関が連携して対応することが重要です。

年齢や内容に応じた各種相談事業の実施による相談体制の充実とともに、相談先のわかりやすい周知、気軽に相談できる環境の整備が求められます。

また、要保護児童や養育支援が必要な家庭を早期に発見し、早期の介入により虐待を防止できるよう関係機関との連携強化が必要です。

(3) 経済的支援の継続

第2期計画期間中には、第2子以降の保育料や学校給食費の無償化、子育て応援クーポン券の交付額の拡大、給付型奨学金の創設、児童手当の拡充等により子育て費用に係る経済的負担の軽減を図ってきましたが、ニーズ調査では、約半数の保護者が現在の生活にゆとりがないと回答しており、子どもの成長や子育ての段階に応じた経済的支援の充実を望む意見が多くあります。

また、民間団体と連携した食糧支援や相談支援など、ひとり親家庭や経済的に困難度が高い世帯を対象とした各種支援の継続実施が求められています。

(4) 子育てしやすい環境の整備

ニーズ調査では、本市の子育て環境について就学前児童の保護者の6割以上が遊び場が少ないと感じているほか、仕事と子育ての両立が難しい、子育て支援サービスが不足しているという声が多くあります。また、子どもに勉強やスポーツを教える活動や保護者が不在の時に子どもを預かる活動の充実を求めています。小学生の保護者では、支援情報が得づらい、希望に応じた利用ができないと感じている割合が4割程度いる結果となっています。

第2期計画期間中には、高田松原運動公園への遊具設置や保育所の所庭開放等により子どもの遊び場の拡大に取り組みましたが、室内を含む子どもの安全な遊び場の整備を望む意見が多く、親子の憩いの場所の充実が求められています。

仕事と子育ての両立については、父親の育児休業取得率が向上するなど父親の育児参加が増えていますが、子育てに対する社会や職場のさらなる理解の促進が重要です。また、子どもが病気などで保育所等を利用できない場合は母親が仕事を休んで看護したとの回答が8割以上と依然として高い状況であり、働く女性にとって大きな課題と考えます。

5 母子保健計画の取組状況と現状における主な課題

国では、「健やか親子21」（第一次：2001年度～2014年度、第二次：2015年度～）において、関係者、関係機関・団体が一体となった国民運動を推進してきたところであり、市では、これらを踏まえ、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、取り組んできました。

令和5年3月に改定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、子ども子育て支援事業計画と一体的に推進するため、計画を見直し、全ての家庭が安心して妊娠・出産・子育てを行うことができるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携を密に図り、支援体制を整え、切れ目のない支援を提供します。

(1) 周産期

ア 現状

妊娠週数別届出状況は11週未満の早期届出が95%を占めます。就業率は年々上昇し、90%を超えています。母子健康手帳交付時のアンケートによると、3割以上が妊娠、出産、子育て、経済面等の心配があると回答しています。

妊産婦は、ホルモンバランスの乱れや育児による環境変化で心身のバランスを崩しやすく、メンタルヘルスに関する問題が起きやすい状況にあることから、EPDS質問票の活用により、医療と保健の連携による早期対応に努めています。

妊婦相談や産後ケア事業、妊産婦健康診査、妊産婦等交通費支援等により、精神的、身体的、経済的支援を組み合わせた切れ目のない支援が重要と考えます。

イ 課題

核家族化やライフスタイルの変化により、育児の協力を得ることが難しい環境や妊娠、出産、育児に関する負担を抱えやすい状況にあることから、妊娠期から産後まで切れ目のない精神的・身体的・経済的支援が求められています。

また、ハイリスク妊娠や不安や悩みを抱える妊婦については、個別のニーズに応じた支援を提供するため、早期から保健、医療、福祉が連携した支援の充実が必要です。

(2) 乳幼児期

ア 現状

乳児健康診査は、医療機関への委託により個別に実施し、幼児健康診査は集団で実施しており、概ね対象者全員が受診しています。令和5年度から3歳児健康診査に導入した屈折検査の結果、眼科の精密検査対象者が増加しています。

健康診査の事後フォローとして実施している保育所巡回相談は、対象者が増加傾向にあり、令和6年度から実施している5歳児相談（令和7年度から5歳児健康診査）を活用し、保健、医療、福祉、教育連携による支援の充実を図る必要があります。

歯科保健事業は、幼児健康診査と併せたフッ化物塗布のほか、個別フッ化物塗布、シーラント充填、保育施設でのフッ化物洗口等を実施し、令和4年度のうち歯有病者

率は、県平均より改善しました。

イ 課題

発達に関する相談件数が増加しており、子どもの状態に応じた適切な支援と関係機関との連携が必要です。

また、屈折検査導入による3歳児健康診査の精密検査件数が増加していることから、精密検査結果を適切に把握するとともに、メディアの使用に関する保健指導を早期から実施することが求められています。

3歳児のう歯有病者率は、改善傾向となっていますが、今後も取組を継続し、関係機関と連携しながらさらに充実させることが必要です。

(3) 学童・思春期

ア 現状

思春期はまってかだつて教室を開催し、対話を通じたコミュニケーションの重要性といのちや性、健康に関する情報を提供し、一人ひとりが居場所を感じられるような、子どもを支える環境整備に努めています。従来から実施していた中高生に加え、幼児、保護者、保育関係者等、対象者を拡充しています。

イ 課題

健康に関する様々な情報に触れ、自ら行動を選択しはじめる時期であり、生涯の健康づくりの基礎となる重要な時期です。事業実施状況から、性教育のみならず、性とどう向き合えばいいかを考える機会へのニーズが高まっています。生きていくには、居場所を増やすこと、家族、友達、地域の方々との実際のコミュニケーションが大切であり、周りの人達とコミュニケーションをとり、支えてもらったり、支えながら生活していることを子ども自身が気づき、また大人がどのように子どもに関わっていくか考える機会を充実させることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

陸前高田市まちづくり総合計画（令和元年度～10年度）では、多様化する保育サービスへの対応や療育支援、児童虐待の防止、母子保健事業の充実等に関する施策の実施により、関係機関と連携、調整を行いながら多様な子ども・子育て家庭を支える社会の構築を目指すとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育て環境への積極的な支援に取り組むことを目標としています。

また、第2期計画では、まちづくり総合計画の基本目標をもとに「子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田」を基本理念に掲げ、子どもの権利を尊重し、保護者に寄り添いながら子どもの健やかな育ちを応援するため、地域全体で子育て支援の推進に取り組んできました。

本計画においてもこれらの考えを踏襲し、さらなる充実、発展を図るため、第2期計画の基本理念を継承し、引き続き子ども・子育て支援事業の推進を図ります。

基本理念

～ 子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田 ～

（陸前高田市まちづくり総合計画基本目標4から）

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本目標も第2期計画を継承し、計画を推進します。

基本目標

〈基本目標1〉

子どもの権利の
尊重

〈基本目標2〉

子育て家庭への
支援

〈基本目標3〉

地域全体で
子育て支援

3 基本方針

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働など子どもと家庭に関係する各分野が相互に連携して取り組むことが求められます。

本計画では、子ども・子育て支援における課題への対応及び基本理念を実現するために次の12の基本方針を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行に加え、働き方の多様化等により、子どもや子育て家庭世帯の環境が変化しています。

低年齢児童の保育ニーズや就労形態に応じた多様な保育サービスを提供できるよう教育・保育体制を確保するとともに、保育の質の向上や保育環境の整備に努めます。

(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進

グローバル化や情報化の進展等により社会が複雑に変化する中で、主体的に学ぶ力やコミュニケーション能力を向上できるようキャリア教育を推進するとともに、国際理解教育の充実に取り組み、将来、社会人として自立できる基礎的資質、能力の育成を図ります。

また、関係機関との連携により学校不適応児童生徒への支援を推進します。

(3) 発達支援・療育支援体制の充実

子どもの発達段階に応じた成長ができるようきめ細やかな支援や特性に配慮した関わりが重要です。地域や関係機関・職員の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげます。

また、ライフステージに応じて切れ目のないサポートが継続できるよう、関係機関と連携しながら子どもやその家族の将来を見据えた支援を推進します。

(4) 要保護児童対策の取組の推進

こども家庭センターを設置して児童虐待の発生防止に関する啓発に努めるとともに、職員の資質向上を図り、迅速かつ的確に被害児童の保護、支援にあたります。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に要保護児童や養育支援が必要な家庭等を早期に発見し、関係機関との連携を強化して組織的に支援を実施します。

(5) 被災児童に対する支援

東日本大震災等により被災した児童や心のケアが必要な児童及び家庭に対し、必要な支援や心理的ケアの取組を継続します。

(6) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠・出産期から乳幼児期、学童・思春期に至るまで、保健・医療・福祉・教育機関との連携を図りながら母子保健活動等を中心に継続した支援を実施します。ライフステージに応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことにより、母子の健康増進や出産・育児に対する不安の軽減を図るとともに、障がい等の早期発見・早期療育への働きかけに努めます。

(7) 相談支援体制の充実

子育て支援センター等の身近な場所で子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら相談先の周知の強化に努めます。

(8) 経済的支援の充実

妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期に至るまで子育てをする上では多くの費用がかかり、ニーズ調査においても子どもの年齢が上がるにつれて経済的負担を感じる保護者が増える傾向にあり、経済支援への需要が高まっています。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため各種給付事業等を継続するとともに、経済的に困難度が高い世帯等に対する支援を推進します。

(9) ひとり親への支援

ひとり親家庭の生活の安定及び自立促進のため、各種給付事業等による経済的支援に併せて相談支援の推進を図ります。

(10) 地域における子育て支援の充実

多様化する家庭環境や就労形態によって子育て家庭が孤立しないよう、子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域住民と協働して各種事業に取り組み、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。

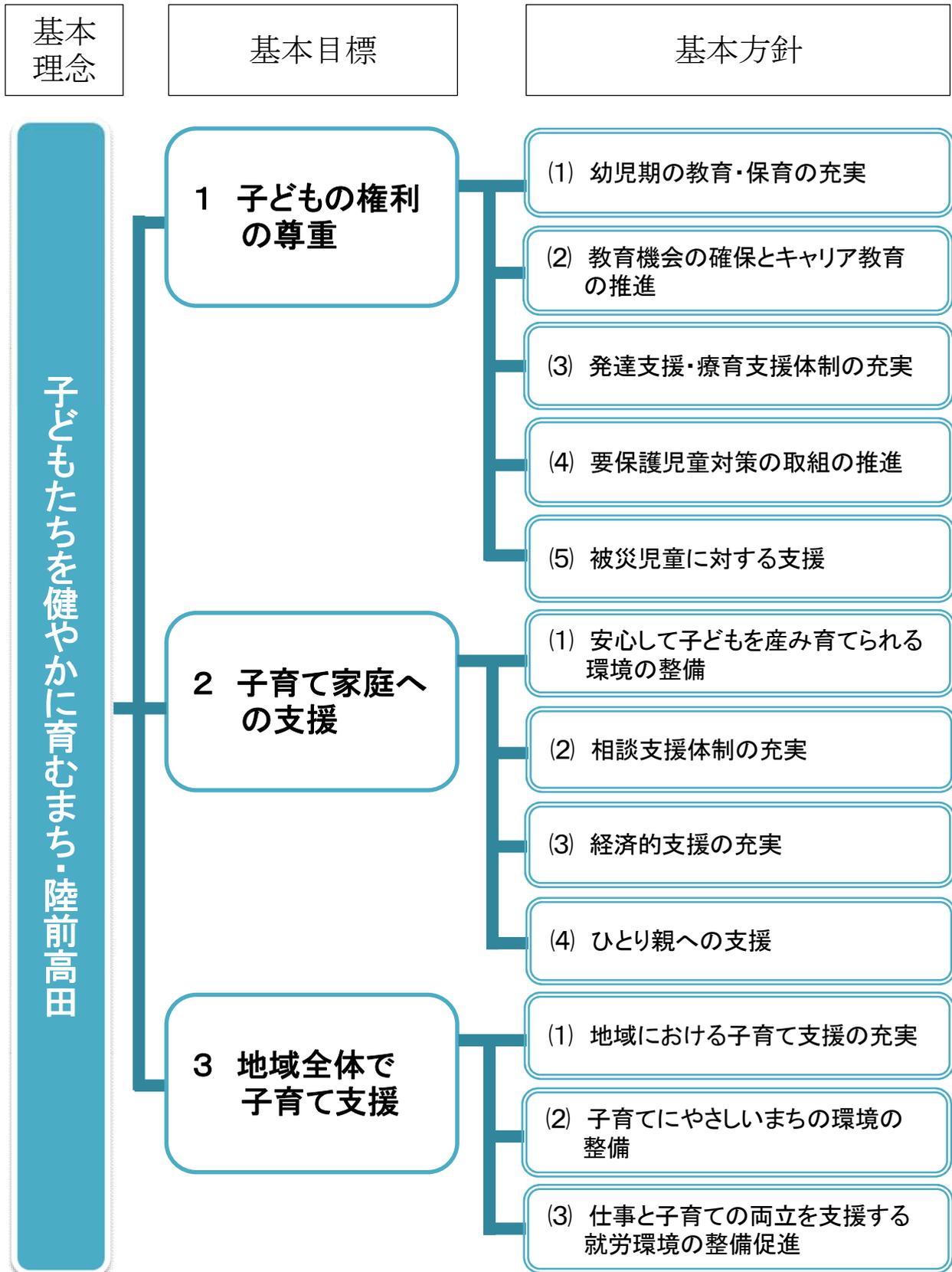
(11) 子育てにやさしいまちの環境の整備

子どもを安心して産み育てるためには住環境、交通環境等の整備や、防災・防犯に考慮した安全・安心なまちづくりを進めることが重要です。子育て世代のニーズを踏まえながら、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

(12) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

共働き家庭が増加する中で、母親に偏りがちな家事・育児の負担を軽減するためには、父親と母親が協力し合いながら子育てを行い、仕事と子育てを両立できる環境を整えることが重要です。子どもの年齢に応じた柔軟な働き方が実現するよう法改正に伴う各種制度を事業者にも周知して理解を促すとともに、子育てに対する社会全体の意識変革のための啓発に努めます。

4 施策体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠期から出産、乳幼児期から学齢期に至るまで、ニーズに応じた子育て支援の継続的な実施に努め、子育て世帯の負担軽減を図ります。

また、地域全体で子育て支援を推進するため、関係機関や子育て関連団体と連携し、それぞれの特性や強みを活かした事業の展開を図ります。

支援策の周知にあたっては、さまざまな媒体を活用した情報発信に努めます。

1 子どもの権利の尊重

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育体制の確保を図るとともに、保育環境の整備・充実に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
施設型給付 (認定こども園、保育所(園))	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する認定こども園の設置が推進されるよう情報提供や支援を行います。また、事業計画に基づき適正な入所定員の確保に努めるとともに、各施設において保護者の負担軽減に向けた取組の実施を検討します。	子ども未来課
保育施設の維持・保全	安全な保育環境を維持するため、保育施設の計画的な維持管理及び整備促進に努めます。	子ども未来課
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型があり、少人数の規模で原則、3歳未満の乳児・幼児に保育を実施する事業です。保育の提供体制確保のため、新規事業者の参入に対して支援を行います。	子ども未来課
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、一時的に保育所などで保育を行います。	子ども未来課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の利用時間を超えて保育を行う延長保育を実施します。	子ども未来課
病後児保育事業	保育所等に通っている児童が病気の回復期で集団生活が困難な場合に保育所の専用スペースで一時的に預かる病後児保育を気仙保育所で実施し、保護者の子育てと就労を支援します。	子ども未来課
副食費の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担となる保育所や認定こども園の副食費(おかずやおやつ)について、3歳以上の児童の分を無償化し、子育て世代の負担軽減を図ります。	子ども未来課

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
認可外保育施設の支援	認可外保育施設の開設に関する相談支援等を行うとともに、適切な保育が実施されるよう指導、助言を行います。	子ども未来課
保育所（園）から小学校への円滑な接続推進	子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所（園）から小学校へ円滑に連携・接続できるよう「保小スムーズコネクトプログラム」のもと相互理解や交流の促進を図ります。	子ども未来課 学校教育課
子育てのための施設等利用給付	新制度移行幼稚園等を利用する保護者の経済的負担の軽減や手続きの利便性に配慮しながら適正な給付に努めます。また、当該給付の対象となる特定子ども・子育て支援施設等の指導監督等について、岩手県と情報共有を図りながら適切に実施します。	子ども未来課

(2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進

国際交流活動の推進のほか、学校、家庭、地域、企業等との連携による取組によって、主体的な学びの意欲を高めるとともに、将来について考える広い視野を持ちながら進路選択ができるよう育成を図ります。また、コミュニケーション能力の向上を図り、これからの社会を生き抜く力と意欲を育てるとともに、きめ細かい相談支援や学習支援を行い、不登校児童等の教育機会の確保に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課
中学生イングリッシュ・キャンプ運営事業	外国人留学生や大学生とアクティビティー等を通じて英語に浸ることにより、英語を身近に感じ、コミュニケーション能力の向上とグローバルな視野を持つ意識の養成を図ります。	学校教育課
英語技能検定料の助成	英語の基礎学力やコミュニケーション能力の向上と、目標を持ち英語力のレベルアップを実感し学習意欲の増進を図るため、検定に係る費用の助成を行います。	学校教育課
中学校職業理解学習事業	中学生が国内の多種多様な企業の方々と交流することで、勤労に対する視野を広げ、進路を選択、決定できる能力である「人生設計力」の育成を図ります。	学校教育課
奨学金の貸付	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に住所を有し、かつ就業しているときは、その期間の返済を免除します。	学校教育課
奨学金の給付	経済的な理由により、大学等への修学が困難な学生に奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	学校教育課

(3) 発達支援・療育支援体制の充実

子どもの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

また、地域及び関係機関において障がいに対する理解を深め、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等と連携しながら子どもやその家族の将来を見据えた支援の推進を図ります。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠如・多動症、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども未来課
障がい児保育事業	障がいのある子どももいない子どもも同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、各保育施設で障がい児を受け入れるとともに、相談機会及び支援体制の充実を図ります。	子ども未来課
児童発達支援事業	未就学の障がい児及び発達障がい等のある児童並びにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行います。	子ども未来課
ことばの教室・幼児言葉の教室	幼児期のことばに関する課題を解決することで、円滑な意思疎通による心の安定を図るとともに、積極的に人と関わる姿勢を育み、健やかな成長を促します。	学校教育課
障がい児の継続的な支援	就学時等障がい児のライフステージにおいて関係機関でスムーズな引き継ぎが出来るよう情報共有に努めます。	子ども未来課 学校教育課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進します。	子ども未来課
日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。	福祉課
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行います。	学校教育課
特別児童扶養手当の支給	障がいの程度に応じて、精神又は身体に障がいのある児童を養育している人に手当を支給します。	子ども未来課
医療的ケア児への支援	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児とその家族への支援の充実を図ります。	保健課 子ども未来課

(4) 要保護児童対策の取組の推進

要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に把握して虐待等への対応にあたるとともに、関係機関との連携を強化し、組織的に養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、虐待の防止に向けて啓蒙活動等の取組を行います。	子ども未来課
社会的養護への支援	児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援並びに里親の普及啓発に努めます。	子ども未来課
こども家庭センターの設置	母子保健と児童福祉の両機能が一体となったこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して切れ目のない相談支援を行います。	保健課 子ども未来課

(5) 被災児童に対する支援

東日本大震災等であつらい体験をした子ども達の成長に寄り添った必要な支援や保護者を含めた心理面のケアに努め、安定した生活ができるよう支援します。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
遺児・孤児への支援	関係機関と連携し、遺児・孤児及びその家庭への支援に努めます。	子ども未来課 学校教育課
心のケアについて	スクールカウンセラーを配置し、心にダメージを負った児童生徒の心のサポートに努めます。	学校教育課

2 子育て家庭への支援

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠時から出産、乳児期、幼児期、学童・思春期に至るまで一貫した支援に向け、保健・医療・福祉・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
ママパパ教室	妊娠・出産・子育てに関する情報提供と子育て世代の親同士の交流の場としてママパパ教室を開催します。	保健課
妊産婦健康診査	公費負担制度を利用して、妊産婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊産婦の健康管理の向上に努めます。	保健課
妊産婦等交通費支援事業	産科もしくは小児科のある医療機関において健診、診療又は分娩が必要な妊産婦及び乳児の保護者に対して、交通費を助成し、経済的な負担を軽減し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実に努めます。	保健課
産後ケア事業	デイサービス型とアウトリーチ型の産後ケア事業の実施により、出産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	保健課
出産・子育て応援事業	全ての妊産婦を対象に伴走型相談支援を行います。また、経済的支援として妊娠時及び出生時に各々5万円の出産・子育て応援給付金を支給します。	保健課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知、SMS等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。また、5歳児健康診査を開始し、保健、医療、福祉、教育分野の連携による支援を実施します。	保健課
予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	保健課
歯科保健事業	妊婦歯科健診の実施により、妊婦の健康の保持増進を図るとともに、フッ化物塗布やフッ化物洗口、シーラントの充填など、子どもたちの口腔の健康の保持・増進に努めます。	保健課

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
食育の推進	発達段階に応じて子どもや保護者に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成を図るとともに、食への理解と関心を高める取組を行います。	保健課 子ども未来課 学校給食センター
子育て応援ヘルパー派遣事業	妊産婦や乳幼児のいる家庭を対象に、掃除や買い物などの家事支援や託児支援を行う子育て応援ヘルパーを派遣します。また、適時、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	子ども未来課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満で保育所等に通っていない子どもが保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所等を利用できるものです。令和8年度からの本格実施に向けて体制整備を進めます。	子ども未来課
思春期保健事業	対話を通じたコミュニケーションの重要性といのちや性、健康に関する情報を提供し、健全な若者を育成します。	保健課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子ども未来課
放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	管理課

(2) 相談支援体制の充実

家庭児童相談室をはじめ、地域子育て支援拠点事業等、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。

また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう関係機関との一層の連携強化を図りながら相談先の周知に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
家庭児童相談室事業	女性相談支援員を配置し、電話や訪問などを通じて子どもや家庭に関する様々な相談や困難を抱えた女性の相談に応じ、悩みごとの解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。	子ども未来課
地域子育て支援拠点事業	公立3施設及びNPO法人が運営する地域子育て支援センターにおいて、妊婦や子育て中の親子の交流、子育てに関する悩みの相談への対応、子育て支援に関する情報提供、子育て関連の講習会等を行います。利用者のニーズに応えられるよう各施設の特徴を活かした取組を実施します。	子ども未来課
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	保健課 子ども未来課
就学相談事業	就学予定の幼児及び児童生徒、保護者が抱える就学や特別支援等の悩みや問題に対し、組織的に課題解決に努めます。	学校教育課

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
適応支援事業 (再掲)	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの早期発見・早期支援のための普及啓発に努めるとともに、必要なサービスを提供する体制を整備し、相談支援の充実を図ります。	子ども未来課

(3) 経済的支援の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう子育てに係る経済的支援の充実を努めるとともに、民間団体と連携しながら経済的に困難度が高い世帯の経済的負担の軽減を図ります。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	保健課
保育料の負担軽減	子育て世帯の経済的負担の軽減のため、第2子以降の保育料無償化を継続します。	子ども未来課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することについて実施を検討します。	子ども未来課
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、高校生年代までの子どもを養育している世帯等に児童手当を支給します。	子ども未来課
子育て応援事業	子育て世帯を対象に、子育て用品や学用品等を購入できるクーポン券を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子ども未来課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品等に要する費用の援助を行います。	学校教育課
学校給食費の無償化	子育て世帯の負担を軽減するため、令和5年度から実施している市内小中学校に在籍する児童・生徒に係る学校給食費の無償化を継続します。	学校給食センター
奨学金の貸付 (再掲)	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に住所を有し、かつ就業しているときは、その期間の返済を免除します。	学校教育課
奨学金の給付 (再掲)	経済的な理由により、大学等への修学が困難な学生に奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	学校教育課
フードバンク事業	給食のない長期休暇期間において、生活困窮等により十分な食事を摂ることが出来ない子どもがいる懸念から、民間団体と協力しながら支援を必要とする家庭へ食糧支援を実施します。	子ども未来課

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
子ども食堂等への支援	子どもの孤食を防ぎ、安心できる居場所として子ども食堂や、NPO法人などの民間団体が実施する子育て世帯を対象とした弁当配付への補助等の支援を行います。	子ども未来課
制服リユース事業	制服等学校で必要となる衣料品などをリサイクルして支援が必要な世帯に提供する事業を社会福祉協議会と連携しながら実施し、経済的な負担の軽減を図ります。	子ども未来課

(4) ひとり親への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、手当等の給付や資格取得への助成等による経済的支援や相談支援を推進します。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師や介護福祉士等）のために1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。	子ども未来課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、受講料の一部を支給します。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母等が、就労や就学などで資金が必要となった時に、県から貸付を受けられるもので、父母の経済的自立を支援します。	子ども未来課
生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当を受給している父母等へ雇用部門や福祉部門が連携し、効率的・効果的な就労支援を実施します。	子ども未来課
養育費に関する公正証書等の作成促進	養育費の取り決めに関する公正証書等（強制執行認諾条項が記載された文書）の作成に係る費用を補助し、離婚後の経済的不安の軽減を図ります。	子ども未来課

3 地域全体で子育て支援

(1) 地域における子育て支援の充実

次代を担う人材を育成するため子どもの居場所づくりを推進するほか、多様化する家庭環境や就労形態によって子育て家庭が孤立しないよう地域住民と協働して各種事業に取り組み、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
放課後児童健全育成事業 (再掲)	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子ども未来課
放課後子ども教室運営事業 (再掲)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	管理課
子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子及び短期入所を希望する児童の養育・保護を行います。	子ども未来課
養育支援訪問事業 その他要支援児童、 要保護児童等の支援 に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問等支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。	子ども未来課
ファミリーサポート センター事業の実施 検討	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するため、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行う事業です。事業の実施に向けて運営体制等の検討を行います。	子ども未来課
子どもの居場所づくり の推進	子どもたちが放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、孤立を防ぎ、健やかな成長を支援します。また、民間団体が行う活動に対して支援を行い、地域全体で子どもの居場所づくりを推進します。	子ども未来課
子育て支援人材の確保 と育成	保育士、特別支援教育支援員や放課後児童クラブ支援員等の子育て支援人材の確保に努めるとともに支援策を検討します。保育、子育て支援分野に従事する人材を養成するため、子育て支援員研修を実施します。	子ども未来課
コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と地域住民等が、協働して学校の運営に取り組み、特色のある学校づくりを推進します。	学校教育課
防災教育の推進	津波や地震、台風等の自然災害から命を守るために、適切な措置がとれるよう思考力や判断力の習得に努めます。	学校教育課

(2) 子育てにやさしいまちの環境の整備

交通環境等の整備や、防災・防犯に考慮した安全・安心なまちづくりを進めるとともに、子どもの遊び場の拡充等による子育てにやさしい環境の充実に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場として保育所（園）の所（園）庭開放を進めるとともに、公園等の整備による遊び場の確保に努めます。	関係各課
安全に通行ができる道路環境の整備	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化を関係機関と連携し整備を図ります。	建設課
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等への授乳スペースや、多目的トイレの設置などにより、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。	関係各課

(3) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

また、民間団体が実施する子育て中の女性向けの職業能力開発に関する活動などの周知に努めます。

事業名	事業の概要及び取組方針	担当課
誰もが活躍できる社会の推進	一人ひとりがあらゆる分野に対等に参画し、個性や能力を発揮できるよう活動を推進します。	関係各課
各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。	商政課
職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。	商政課
ユニバーサル就労支援センター	働きづらさを抱えている全ての人に、社会との関係性を回復し、その人なりの働き方を実現することを支援します。	福祉課

第5章 量の見込み及び確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、量の見込みや提供体制の確保を設定する区域の単位として教育・保育提供区域を設定する必要があるとされています。

本市では、各事業の提供区域を以下のとおり設定します。

(1) 教育・保育に係る区域

教育・保育については、地区別に施設が設置されていますが、児童の送迎に自家用車を使用することが多い上、保護者の就労先等により居住地区を超えた利用があることを踏まえ、提供区域を市内全域で1区域とします。

1号認定子ども	満3歳以上で保育の必要性がない就学前の子ども（教育利用） 〈利用施設〉幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育利用） 〈利用施設〉保育所、認定こども園
3号認定子ども	3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育利用） 〈利用施設〉保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 乳児等のための支援給付に係る区域

教育・保育の区域に合わせて提供区域を市内全域で1区域とします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

地域子ども・子育て支援事業は、現状の提供体制や利用状況、事業実施上の効果などを総合的に勘案し、提供区域を市内全域で1区域とします。

2 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の将来推計について、コーホート変化率法により算出しました。

(1) 就学前児童数の推計

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	71	69	66	65	63
1歳	76	74	72	69	68
2歳	70	75	73	71	68
3歳	74	70	75	73	71
4歳	93	74	70	75	73
5歳	89	93	74	70	75
合計	473	455	430	423	418

(2) 小学生児童数の推計

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	93	90	94	75	71
7歳	101	92	89	93	74
8歳	104	100	91	88	92
9歳	112	106	102	93	90
10歳	97	110	104	100	91
11歳	103	97	110	104	100
合計	610	595	590	553	518

3 需給計画の算定の考え方

(1) 教育・保育

ニーズ調査における推計量を参考にしながら、推計児童数に実績をもとに設定した認定区分ごとの入所率を乗じて算定しました。

(2) 乳児等のための支援給付

推計児童数に利用見込率を乗じて算定しました。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

ニーズ調査における推計量を参考にしながら、これまでの利用実績や現状等を勘案して算定しました。

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策（需給計画）

(1) 市全域（総括表）

（単位：人）

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	教育		保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		8	246	123	16	7	228	125	16
	合計	8	385			7	369		
確保方策	教育・保育施設	40	273	136	52	40	273	136	52
	地域型保育事業			4	1			4	1
	合計	40	273	140	53	40	273	140	53
			466				466		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	教育		保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		7	210	122	15	7	209	118	15
	合計	7	347			7	342		
確保方策	教育・保育施設	40	273	136	52	40	273	136	52
	地域型保育事業			4	1			4	1
	合計	40	273	140	53	40	273	140	53
			466				466		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	教育		保育	保育	保育
		7	210	114	14
	合計	7	338		
確保方策	教育・保育施設	40	273	136	52
	地域型保育事業			4	1
	合計	40	273	140	53
			466		

(2) 地区別

【矢 作】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	12	6	1	0	11	7	1
	合計	0	19			0	19		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3	0	13	4	3
	地域型保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0
	合計	0	13	4	3	0	13	4	3
			20				20		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	11	5	1	0	10	5	1
	合計	0	17			0	16		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3	0	13	4	3
	地域型保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0
	合計	0	13	4	3	0	13	4	3
			20				20		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	10	5	1
	合計	0	16		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3
	地域型保育事業	/	/	0	0
	合計	0	13	4	3
			20		

【横 田】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	12	7	1	0	11	8	1
	合計	0	20			0	20		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3	0	13	4	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	13	4	3	0	13	4	3
			20				20		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	11	6	1	0	10	6	1
	合計	0	18			0	17		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3	0	13	4	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	13	4	3	0	13	4	3
			20				20		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	10	6	1
	合計	0	17		
確保 方策	教育・保育施設	0	13	4	3
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	13	4	3
			20		

【竹 駒】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	17	8	1	0	16	8	1
	合計	0	26			0	25		
確保 方策	教育・保育施設	0	15	10	5	0	15	10	5
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	15	10	5	0	15	10	5
			30				30		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	14	8	1	0	14	8	1
	合計	0	23			0	23		
確保 方策	教育・保育施設	0	15	10	5	0	15	10	5
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	15	10	5	0	15	10	5
			30				30		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	14	8	1
	合計	0	23		
確保 方策	教育・保育施設	0	15	10	5
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	15	10	5
			30		

【気 仙】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	20	12	1	0	20	12	1
	合計	0	33			0	33		
確保 方策	教育・保育施設	0	27	27	16	0	27	27	16
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	27	27	16	0	27	27	16
		70				70			

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	18	12	1	0	18	11	1
	合計	0	31			0	30		
確保 方策	教育・保育施設	0	27	27	16	0	27	27	16
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	27	27	16	0	27	27	16
		70				70			

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	18	11	1
	合計	0	30		
確保 方策	教育・保育施設	0	27	27	16
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	27	27	16
		70			

【高 田】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		8	79	35	4	7	73	35	4
	合計	8	118			7	112		
確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10	40	60	31	10
	地域型保育事業			4	1			4	1
	合計	40	60	35	11	40	60	35	11
			106				106		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		7	66	36	3	7	68	35	3
	合計	7	105			7	106		
確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10	40	60	31	10
	地域型保育事業			4	1			4	1
	合計	40	60	35	11	40	60	35	11
			106				106		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		7	69	33	3
	合計	7	105		
確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10
	地域型保育事業			4	1
	合計	40	60	35	11
			106		

【米 崎】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	43	22	3	0	39	22	3
	合計	0	68			0	64		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	50	24	6	0	50	24	6
		80				80			

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	36	22	3	0	36	21	3
	合計	0	61			0	60		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	50	24	6	0	50	24	6
		80				80			

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	36	21	3
	合計	0	60		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	50	24	6
		80			

【小 友】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	20	11	1	0	19	11	1
	合計	0	32			0	31		
確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	0	45	12	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	45	12	3	0	45	12	3
			60				60		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	18	11	1	0	17	11	1
	合計	0	30			0	29		
確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	0	45	12	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	45	12	3	0	45	12	3
			60				60		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	17	9	1
	合計	0	27		
確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	45	12	3
			60		

【広 田】

(単位：人)

年 度		令和7年度				令和8年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	43	22	4	0	39	22	4
	合計	0	69			0	65		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	50	24	6	0	50	24	6
			80				80		

年 度		令和9年度				令和10年度			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
		0	36	22	4	0	36	21	4
	合計	0	62			0	61		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計	0	50	24	6	0	50	24	6
			80				80		

年 度		令和11年度			
認定区分		1号	2号	3号	
年 齢		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み		教育	保育	保育	保育
		0	36	21	3
	合計	0	60		
確保 方策	教育・保育施設	0	50	24	6
	地域型保育事業			0	0
	合計	0	50	24	6
			80		

5 乳児等のための支援給付の量の見込み及び確保方策（需給計画）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等の施設において、6か月以上満3歳未満の児童に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談、保護者への子育てに関する情報提供や助言等を行うもので、保護者の就労要件を問わずに月一定時間、保育所等を利用できる事業です。

子ども・子育て支援法に基づき、令和8年度から新たに「乳児等のための支援給付」として支給します。

年度	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1
	5			5			5			5		
確保方策	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	7			9			9			9		

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（需給計画）

(1) 利用者支援事業

妊婦又はその配偶者、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、妊婦等包括相談支援事業として、妊婦等に対して面談等により妊婦等の心身の状況、その他置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

利用者支援事業は、母子保健と児童福祉に関する相談支援等を一体的に行うことも家庭センター型により実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	こども家庭 センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	こども家庭 センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

妊婦等包括相談支援事業の量の見込みは、妊娠届出数の見込みをもとに算出しました。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		70人	70人	70人	70人	70人
確保方策	実施体制 … 市保健師等による訪問、相談					

(2) 延長保育事業

保育認定を受けている子どもについて、通常の利用時間帯以外の時間において延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、第2期計画期間中の実績から1週あたりの利用人数を3人として算出しました。

市内全ての保育所（園）において延長保育を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		156人回	156人回	156人回	156人回	156人回
確保方策		156人回 (8箇所)	156人回 (8箇所)	156人回 (8箇所)	156人回 (8箇所)	156人回 (8箇所)

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の実費徴収部分や、施設等利用給付認定を受けた子どもが特定子ども・子育て支援施設で提供を受けた給食の副食材料費を助成する事業です。

今後、状況に応じて事業の実施を検討します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用料の一部を給付する事業です。

今後、状況に応じて事業の実施を検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、第2期計画期間中の実績をもとに算出しました。

現在、矢作小学校区を除く7小学校区で9つの放課後児童クラブを開設しており、今後も同様に実施する見込みです。児童数の推移を踏まえながら提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	256人	249人	245人	230人	215人
1年生	49人	47人	50人	40人	38人
2年生	50人	45人	44人	45人	36人
3年生	48人	47人	42人	41人	43人
4年生	45人	43人	41人	38人	37人
5年生	33人	38人	35人	34人	31人
6年生	31人	29人	33人	32人	30人
確保方策	256人 (9箇所)	249人 (9箇所)	245人 (9箇所)	230人 (9箇所)	215人 (9箇所)

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査に基づく推計量は第2期計画期間中の実績と乖離しているため、実績値及びニーズ調査による平均利用希望日数をもとに量の見込みを算出しました。

今後も近隣自治体の施設への委託により、必要に応じて対応します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28人日	28人日	28人日	28人日	28人日
確保方策	28人日 (2箇所)	28人日 (2箇所)	28人日 (2箇所)	28人日 (2箇所)	28人日 (2箇所)

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握と子育てに係る情報提供を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

人口推計による出生数を量の見込みとし、現状の体制を維持して事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69人	66人	65人	63人	61人
確保方策	実施体制 … 市保健師による訪問				

(8) 養育支援訪問事業

ア 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭への訪問を行い、養育に関する助言・指導を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、専門性の強化と連携強化を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

第2期計画期間中の実績をもとに量の見込みを算出しました。現状の体制を維持して事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	実施体制 … 市保健師等による訪問				

イ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

当該事業による支援が望ましい世帯が2週に1回、訪問支援員を利用すると想定して量の見込みを算出しました。

令和8年度からの事業実施に向けて、訪問支援員の養成・確保を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	367人日	356人日	342人日	332人日
確保方策	0人日	367人日	356人日	342人日	332人日

ウ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後、状況に応じて事業の実施を検討します。

エ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

今後、状況に応じて事業の実施を検討します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査に基づく推計量は第2期計画期間中の実績と乖離しているため、実績値をもとに量の見込みを算出しました。

現状の実施体制を維持し、各拠点で事業を継続します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,080人日	4,080人日	4,080人日	4,080人日	4,080人日
確保方策	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査に基づく推計量は第2期計画期間中の実績と乖離しているため、実績値をもとに量の見込みを算出しました。

各保育所（園）において継続して事業を実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保育所等	量の見込み	144 人日				
	確保方策	144 人日 (8 箇所)				
幼稚園	量の見込み	45 人日				
	確保方策	45 人日 (1 箇所)				

(11) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により家庭で保育できない場合に病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業で、病後児保育を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査に基づく推計量は第2期計画期間中の実績と乖離しているため、1週あたり2人が利用すると想定して量の見込みを算出しました。

現状の体制を維持して事業を実施するとともに、周知の強化により利用の促進を図ります。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		100 人日				
確保方策		720 人日 (1 箇所)				

(12) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり援助を希望する者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

現時点では提供体制を確保することが困難なことから、類似の事業である子育て応援ヘルパー派遣事業の利用促進を図りながら今後の実施体制等を検討します。

(13) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査を行い、妊婦の健康の保持と増進を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

人口推計による出生数を踏まえて量の見込みを算出しました。現状の体制を維持して事業を実施します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
	1,050回	1,050回	1,050回	1,050回	1,050回
確保方策	実施場所・実施体制 … 医療機関への事業委託 実施時期 … 通年				

(14) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談、サポート等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

デイサービス型は、令和6年度から1箇所月に2回実施しており、1回あたりの定員（4人）をもとに算出しました。アウトリーチ型は訪問の利用実績を踏まえて算出しました。どちらの事業も今後も継続して実施します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
デイサービス型	量の見込み	96人	96人	96人	96人	96人
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
アウトリーチ型	量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

7 母子保健事業の評価指標

施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を定めます。

項目	現状値 (令和5年度)	目標値	参考値 国 (令和3年度)	出典
周産期				
妊産婦の保健・医療提供体制				
妊娠11週以内での妊娠届出率	96.2%	増加	94.8%	地域保健・健康増進事業報告
産後うつ				
産後ケア事業の利用率	3.2%	増加	6.1%	年報
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	10.3%	減少	9.7%	母子保健事業の実施状況(県報告)
低出生体重児				
妊婦の喫煙率	0%	0%	1.9%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
全出生数中の低出生体重児の割合	1500g未満:0% 2500g未満:8.1%	減少	1500g未満:0.8% 2500g未満:9.4%	市集計
妊産婦の口腔				
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	44.2%	増加	歯科健診:30.3% 歯科保健指導:20.3%	地域保健・健康増進事業報告
流産・死産				
流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある	実施	継続		母子保健事業の実施状況(県報告)
乳幼児期				
小児の保健・医療提供体制				
かかりつけ医をもっている子どもの割合(3歳児)	71.4%	95.0%	89.6%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
乳幼児の口腔				
かかりつけ歯科医をもっているこどもの割合(3歳児)	51.0%	55.0%	52.7%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)

項目	現状値 (R 5年度)	目標値	参考値 国 (R 3年度)	出典
乳幼児の口腔				
むし歯のない幼児の割合(3歳児)	88.7%	増加	89.8%	地域保健・健康増進事業報告
学童期・思春期				
こどもの生活習慣				
1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合	小学5年生 男子：3.7% 女子：3.4% 中学2年生 男子：7.6% 女子：16.9%	小学5年生 男子：3.7% 女子：3.4% 中学2年生 男子：3.9% 女子：9.1%	小学5年生 男子：8.8% 女子：14.4% 中学2年生 男子：7.8% 女子：18.1%	全国体力・運動能力・運動習慣等調査(学校教育課)
全生育期				
児童虐待				
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児：95.0% 1歳6か月児：87.7% 3歳児：72.3%	3・4か月児：95.0% 1歳6か月児：88.0% 3歳児：73.0%	3・4か月児：94.7% 1歳6か月児：85.1% 3歳児：70.0%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の割合の平均)	84.2%	90%	80.9%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
ソーシャルキャピタル				
この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3・4か月児、11歳6か月児、3歳児の割合の平均)	93.2%	95.0%	95.3%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児：87.9% 1歳6か月児：75.7% 3歳児：71.6%	3・4か月児：92% 1歳6か月児：85% 3歳児：75%	3・4か月児：89.3% 1歳6か月児：81.0% 3歳児：75.7%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)

第6章 放課後児童対策の推進

第6章 放課後児童対策の推進

1 趣旨

本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）に基づく取組を計画的に進めるため、第2期計画において放課後児童対策に係る行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等による子どもの居場所づくりの推進を図ってきました。

新プランの期間は令和5年度末で終了しましたが、引き続き放課後児童対策の計画的な推進に努めます。

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの量の見込み及び目標事業量（再掲）

今後の児童数の推移を踏まえながら提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	256人	249人	245人	230人	215人
1年生	49人	47人	50人	40人	38人
2年生	50人	45人	44人	45人	36人
3年生	48人	47人	42人	41人	43人
4年生	45人	43人	41人	38人	37人
5年生	33人	38人	35人	34人	31人
6年生	31人	29人	33人	32人	30人
確保方策	256人 (9箇所)	249人 (9箇所)	245人 (9箇所)	230人 (9箇所)	215人 (9箇所)

(2) 放課後子ども教室の実施計画

全ての児童が放課後等において多様な体験・活動を行うことができるよう地域住民の参画を得ながら全小学校区での事業実施に努めます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用児童数	200人	200人	200人	200人	200人
実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

(3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

連携型又は校内交流型による放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムを実施するために、お互いが共通認識を持ち、企画段階から連携する必要があります。双方の関係者で話し合いを行い、必要に応じて学校とも協議しながら連携の推進を図ります。

【目標事業量】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
連 携 型	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
校内交流型	実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

※連携型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、全ての児童が両方の活動プログラムに参加し、交流するもの。(気仙小、高田小の一部)

※校内交流型 … 放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一小学校内で実施するもの。
(横田小、竹駒小、高田小、米崎小、小友小、広田小)

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所については、学校教育活動に支障のないよう余裕教室の利用や特別教室、体育館等の一時利用を学校と連携し、推進します。

(5) 福祉部局と教育委員会の連携方策

総合的な放課後対策については、必要に応じて総合教育会議を活用して協議、検討を進めます。

放課後児童クラブの所管課である子ども未来課と放課後子ども教室及び学校施設の所管課である管理課による協議を行い、連携を深めます。

(6) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、放課後児童支援員等（以下「支援員等」という。）の研修受講等による資質向上を支援するとともに、支援員等の加配についても配慮します。

また、こども家庭センター等の関係機関と連携し、配慮が必要な児童の見守りや情報共有を図ります。

(7) 事業の質の向上のための方策

研修受講等により支援員等に必要な知識やスキルの取得・向上に努めるほか、地域との交流や連携を図りながら子どもの居場所づくりの充実を図ります。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

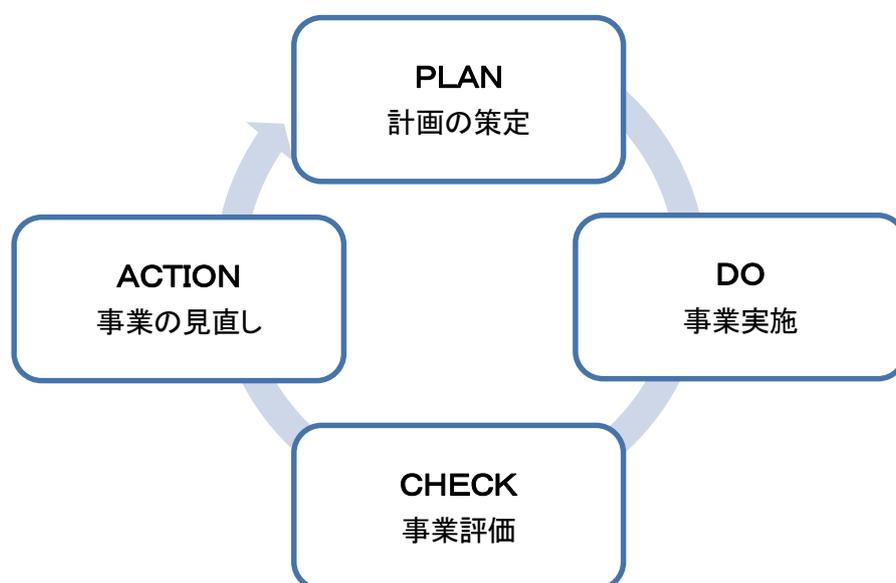
計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者や関係団体をはじめ多くの市民の協力と理解が重要であることから、地域社会全体で連携しながら取組を推進します。

また、保護者や子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等で構成する陸前高田市子ども・子育て会議において毎年度、計画の進捗状況を把握し、事業の評価や見直し等についての協議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためにPDCAサイクルに基づいて実施状況を点検・評価し、必要に応じて課題の検討等を行い、その後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

また、本計画や子育て支援に関する情報等について、広報や市のホームページ、パンフレット等を様々な媒体を活用しながら周知・啓発に努めます。



陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)

令和7年3月

発行 陸前高田市

編集 陸前高田市福祉部子ども未来課

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118